

# 報

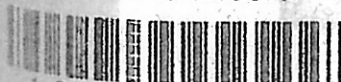
贈呈  
2004

第167号

〔特集／座談会〕	最高裁総務局・人事局との座談会……………	2
〔特集／インタビュー〕	破産法の改正と書記官事務について……………	41
〔特集／座談会〕	書記官の座談会—21世紀の家事書記官像— 「家裁における書記官事務の指針（家事編）」の浸透定着 を踏まえて……………	65
	書記官の座談会—21世紀の少年書記官像— 「家裁における書記官事務の指針（少年編）」の浸透定着 を踏まえて……………	93
〔実務研究／民事〕	医事関係裁判複数鑑定の手引（手続編） ……千葉地方裁判所民事裁判部門強化研究会医事訴訟部会…	125
	旭川地方裁判所民事部ハ係における裁判官と書記官との協働 による審理充実に向けた取組について—いわゆるコラボレ ーションファイルによる事件管理を中心として— 桃崎 剛 当真 健志……………	177
	偽造文書を書証手続で証拠調べする場合の考え方 ……………	船越 英明… 199
〔情報コーナー〕	司法制度改革を巡る状況について（その8） —大きな節目を迎えた司法制度改革—……………	清山 智生… 221
〔本部と支部との交流会だより〕	平成15年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）……………	225



最高裁判所図書館



100066721

大津地・家裁彦根支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

# 全国書協会報〔季刊〕第167号

## 目 次

〔巻頭言〕	田中事務局長	1
〔特集／座談会〕		
最高裁総務局・人事局との座談会		2
〔特集／インタビュー〕		
破産法の改正と書記官事務について		41
〔特集／座談会〕		
書記官の座談会—21世紀の家事書記官像—		
「家裁における書記官事務の指針（家事編）」の浸透定着を踏まえて		66
書記官の座談会—21世紀の少年書記官像—		
「家裁における書記官事務の指針（少年編）」の浸透定着を踏まえて		93
〔実務研究／民事〕		
医事関係裁判複数鑑定の手引（手続編）		
.....千葉地方裁判所民事裁判部門強化研究会医事訴訟部会		125
旭川地方裁判所民事部ハ係における裁判官と書記官との協働による審理充実に向けた取組		
について—いわゆるコラボレーションファイルによる事件管理を中心として—		
.....桃崎健剛		177
.....当真志		
偽造文書を書証手続で証拠調べする場合の考え方	船越英明	199
〔情報コーナー〕		
司法制度改革を巡る状況について（その8）		
—大きな節目を迎えた司法制度改革—	清山智生	221
〔本部と支部との交流会だより〕		
平成15年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）		225

本部だより	237
会報等在庫案内	241
支部役員名簿	176
原稿募集	240

<編集手帖カット文字>の解説	小林保佳	236
<俳句>かすみ俳句会		92

〈巻頭言カット〉……後藤三男（元千葉地裁）  
 〈編集手帖カット〉……小林保佳（元長野地裁）

特集／座談会

# 最高裁総務局・

## 出席者

最高裁判所側			
総務局第一課長	中村	慎	
同第二課長	後藤	健	
同第三課長	林	隆	峰
同制度調査室長	絹川	泰	毅
人事局給与課長	安浪	亮	介
同参事官	坂井	明	英
同能率課長	五十嵐	篤	実
書記官協議会側			
会長	志村	宏	
副会長	伊藤	秀	道
同事務局長	八木	雄	元
同総務部長	田中	季	武
同経理部長	鳥路	石	武
同企画調査部長	興石	澤	修
同編集部長	金澤	馬	場

### 鳥路総務部長

本日は、お忙しい中を、全国裁判所書記官協議会のために、時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、総務局・人事局各課長、制度調査室長、参事官を囲む座談会を始めさせていただきます。

初めに、当協議会の志村会長が、ごあいさつを申し上げます。

### 志村会長

総務局並びに人事局の課長、室長及び参事官の皆様には、この度、全国書協との座談会をお願いしましたところ、昨日まで通常国会が開催されるなど超多忙の中を、本日は御都合を付けていただき御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。まずは、厚くお礼を申し上げます。



志村会長

また、当局におかれましては、平素から、書記官制度の充実、書記官事務の在り方の検討、書記官の処遇の改善や執務環境の整備等々の多方面にわたり多大な御尽力いただいております、この機会に全国の会員を代表して深く感謝を申し上げます。

さて、司法制度改革の検討作業も関係各機関等の御努力により、いよいよ最終段階を迎えようとしており、これからの制度改革の流れは、正に運用実施の場面に重点が

1 司  
(1)  
て  
(2)  
(3)  
係  
2 書  
書記  
(1)  
(2)  
い  
(3)  
動  
(4)  
に  
(5)  
動  
(6)  
近  
(7)  
(8)  
知  
て  
(9)  
い  
(10)  
い  
(11)

と き 平成16年6月17日(木)

と ころ グランドアーク半蔵門

# 人事局との座談会

## テ ー マ

- 1 司法制度改革について
  - (1) 司法制度改革の理念・意義について
  - (2) 司法制度改革を巡る状況について
  - (3) 司法制度改革と書記官事務との関係について
- 2 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について
  - (1) 「指針」の定着状況について
  - (2) 増加傾向にある事件対応策等について
  - (3) 民事執行法の改正に関する最近の動向について
  - (4) 破産法の改正に関する最近の動向について
  - (5) 民事訴訟法の改正に関する最近の動向について
  - (6) 刑事裁判の充実・迅速化を巡る最近の動向等について
  - (7) 裁判員制度の導入について
  - (8) 行政局所管の訴訟（行政、労働、知財）制度を巡る最近の動向について
  - (9) 家事事件の書記官事務の状況について
  - (10) 少年事件の書記官事務の状況について
  - (11) 簡裁の事物管轄及び少額訴訟の訴
- 額の拡大の内容等について
  - (12) 今後の書記官事務及び調書の在り方について
  - (13) 書記官の着実な職務執行について
- 3 書記官の給与上の諸問題について
  - (1) 平成16年度の級別定数の改定状況について
  - (2) 司法制度改革と書記官の処遇について
- 4 書記官の任用上の諸問題について
  - (1) 書記官の任用政策について
  - (2) 再任用の実施状況等について
  - (3) 産前・産後、育児休業制度における代替要員の確保について
- 5 書記官の研修等に関する諸問題について
  - (1) 裁判所職員総合研修所における平成16年度の書記官研修について
  - (2) 今後の書記官の研修計画について
- 6 裁判所の情報化について
  - (1) 裁判事務処理システムの導入状況及び今後の予定について
  - (2) 裁判所の各種手続のオンライン化について
  - (3) 情報化事務担当者の態勢の充実について
  - (4) 今後の情報化の在り方について

ごあい

及び参  
との座  
まで通  
を、本  
を賜り  
。まず局にお  
は、平  
記官制  
書記官  
方の検  
遇  
務環境  
の多方  
多大な  
機会に  
よし上げ関係各  
最終段階  
制度改  
重点が

移されていくことになりましようが、改革に盛り込まれた内容の実現には裁判の現場における日々の実務を通じて現れてくるものではないかと考えております。裁判官と共に裁判の現場で仕事をしている書記官にとりましては、その取り巻く環境が大きく変わり、これまで以上に果たすべき役割や期待される度合いも大きくなり、更に高い資質や能力が求められていくと考えますが、多くの書記官は気概を持って取り組んでいく姿勢にあると確信しております。しかし、まだなかなか具体的なイメージが抱けなく、戸惑いのようなものがあることも事実であると思います。そのような意味からも、本日は今後の書記官の有り様などについても御示唆やメッセージなどがいただけましたら大変有り難いと思っております。

この座談会に対する全国の会員の関心は相当高く、組織全体の年中行事の中では最も注目されているものと申しても過言ではないと思います。本日お伺いしたいテーマにつきましては、全国8高裁管内別に開催しました支部交流会において会員からの要望が多かったものが中心になっております。テーマが多岐にわたり大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

鳥路総務部長

それでは、これからの進行は、当協議会の金澤企画調査部長が担当しますので、よろしくお願いいたします。

金澤企画調査部長

企画調査部長の金澤でございます。よろしくお願い申し上げます。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

## 1 司法制度改革について

### (1) 司法制度改革の理念・意義について

金澤企画調査部長

司法制度改革は、司法全般にわたる改革ですが、その中核となる理念・意義についてお聞かせください。

中村第一課長

平成11年7月に内閣に司法制度改革審議会が設置されて以来、5年にわたって進められてきた司法制度改革も、今通常国会において、裁判員制度の導入に関する法律をはじめ多数の法律が成立し、大きな節目を迎えました。この度の司法制度全般にわたる多くの改革によって、司法全体、とりわけ裁判所の機能の強化・拡大が図られたものと考えられますが、新たに創設された制度をはじめ、その運用を担う裁判所に求められる役割は、これまで以上に重要となることは言うまでもありません。裁判部の中核を担う裁判所書記官の皆さんには、こうした裁判所に求められる役割、書記官として果たすべき役割がますます重要なものとなってくることを念頭に、創設された制度等がしっかりと根付くよう、日々の業務を着実に処理することを基本に据えていただきたいと思っております。

さて、当時を振り返って見ますと、平成10年当時は、政財界を中心として、我が国の厳しい社会経済情勢を、規制緩和、行財政改革をはじめとする各種制度改革で乗り切っていこうとする大きな動きがありました。その中で、民事裁判・民事執行の遅さ、専門訴訟への対応力の低さなど裁判所の手

続制度  
である  
る批判  
由民主  
での議  
に關す  
年間に  
6月に  
は、改  
の整備  
参加(1  
す。つ  
く、分  
する、  
として  
続に参  
する国  
針とし  
ていま  
平成14  
進計画  
の度、  
司法制  
たわけ

中

家庭裁  
職員制  
直し(1

義につ  
る改革  
につい

革審議  
て進め  
国に  
法律を  
節目を  
にわた  
とりわ  
れたも  
れた制  
に求め  
となる  
部の中  
、こう  
官とし  
ものと  
た度  
業務を  
いただ

、平成  
我が国  
、行財  
で乗り  
りまし  
り遅さ、  
所の手

法制度面に対する批判や司法制度の担い手である弁護士、裁判官、裁判所職員に対する批判が沸き起こり、御存じのように、自由民主党に設けられた司法制度特別調査会での議論を契機に、この度の司法制度改革に関する議論が展開していきました。約2年間に及ぶ審議を取りまとめた、平成13年6月に出された司法制度改革審議会の意見は、改革の三つの柱として、①制度的基盤の整備、②人的基盤の拡充、③国民の司法参加（国民的基盤の確立）を提言しています。つまり、①司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする、②質量共に豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する、③国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高めることを基本的な方針として、各般の施策を講じることを求めています。そして、この意見書を踏まえ、平成14年3月に策定された司法制度改革推進計画に基づき検討が進められた結果、この度、おおよそその法律が成立し、我が国の司法制度の新たな骨格が形成されるに至ったわけです。



中村第一課長

家庭裁判所支部や簡易裁判所の適正配置、職員制度問題の検討等）、手続・制度の見直し（民事訴訟法の改正等）、事務処理方

その大きな特徴の一つには、司法の利用者サイドからの率直な問題提起であったことが挙げられます。これまで裁判所としては、組織・機構の見直し（地方・

法の見直し（OA化の推進等）について、「適正迅速な裁判」、「分かりやすく利用しやすい裁判」の実現の観点から、様々な施策を講じてきましたが、このように、ユーザーサイドからの要望が直接的に取り上げられ、検討が行われたのは初めてのことと思われま

す。二つ目には、制度、手続面での改革のほかに、担い手の問題がクローズアップされたことも挙げられます。これまでの改革は、裁判官、弁護士、検察官などという担い手の枠の中で検討が行われていたわけですが、今回の改革は、ユーザーサイドから見た担い手の範囲の拡大、あるいは役割の抜本的見直しという問題として、「担い手としての弁護士の改革」、「担い手としての裁判官に関する改革」等が検討されたのも大きな特徴です。

また、改革の三つの柱を「迅速化」、「専門化」、「利用しやすさ」、「国民の司法参加」という四つの視点で括ってみることは、この度の改革の方向性を理解する上では大切なことと思われま

す。「迅速化」の点は、裁判迅速化法、民事訴訟法の改正、この度の刑事訴訟法の改正のほか、法曹人口の大幅増加が挙げられます。「専門化」の点は、この度の知財高裁の創設、労働審判制度の導入、行政事件訴訟法の改正のほか、専門委員制や裁判官、裁判所職員の専門化が挙げられます。「利用しやすさ」の点は、法曹人口の増加、隣接法律専門職種の職域の拡大、弁護士報酬の透明化、司法ネット（総合法律支援法の成立）が挙げられます。「国民の司法参加」の点は、この度の裁判員制度の導入、検察審査会の機能の拡充や地・家裁委員会、人事訴訟への参与員制の

導入が挙げられます。

(2) 司法制度改革を巡る状況について  
金澤企画調査部長

司法制度改革推進本部の設置期限が本年11月末に迫っていますが、同本部及び最高裁の作業の進捗状況等についてお聞かせください。

中村第一課長

先ほどもお話ししましたように、平成14年3月に策定された司法制度改革推進計画に従った政府における司法制度改革の検討は、今通常国会に法案提出に至らなかった二つの改革項目（司法修習生の給費制の在り方、ADRの拡充・活性化）についても、6月14日開催のADR検討会において、民間紛争解決業務の認証制度を導入するスキームを創設することの取りまとめが行われ、同月15日開催の法曹養成検討会において、貸与制の具体的制度設計に関する座長案が取りまとめられましたので、「所要の法案を提出する」とされた推進計画についてはその検討を終えたこととなります。なお、弁護士報酬の敗訴者負担制度については、継続審議となっています。

最高裁においても、司法制度改革推進計画要綱に従い、検討を進めています。これまで、要綱において、第一次的な検討を最高裁に委ねられ「所要の措置を講ずる」としたものについては、最高裁判所規則（司法修習委員会規則、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則、地方裁判所委員会規則、家庭裁判所委員会規則、裁判官の人事評価に関する規則）の整備を終え、また、法律の施行に伴い整備する規則についても整備を終えています。今後、今通常国会において成立した法律についても、最高裁判所規

則の整備を図っていく予定です。

(3) 司法制度改革と書記官事務との関係  
について

金澤企画調査部長

司法制度改革が書記官事務に及ぼす影響及び書記官事務の在り方等についてお話しください。

中村第一課長

今回の司法制度改革は、21世紀の我が国社会において国民の期待に応える司法制度を構築するため、新たな制度の創設など、各種基盤整備を進めることを目的としているものであり、書記官事務の在り方も、このような視点から考えていくべき問題であると思います。

今回の司法制度改革の方向性を「迅速化」、「専門化」、「利用しやすさ」、「国民の司法参加」という四つの視点で括ってみることができるとお話ししましたが、書記官は、国民との連絡調整、整理等を通じて審理の迅速化に寄与し、知識と経験により専門化に沿った事務の流れを実現し、その担い手としてこれを国民に提供し、要領を得た窓口対応、適切な手続教示などを通じて利用しやすさ、更には国民の司法参加の実現に寄与する、という役割を担うことになると言えるでしょう。このように、言わば一種のコーディネーターの役割を果たしていくことが今後一層求められる書記官の姿の一つと言えるのではないのでしょうか。特に、改革の三本柱の一つである「国民の司法参加」の実現は、国民と一番近い位置にいる書記官の役割を抜きには考えられないとも言えます。これまでも、先輩書記官の方々は、窓口における対応、手続教示、様々な連絡調整などについて研鑽と改良を重ねて

きまし  
根付か  
点を大  
記官は、  
の重要  
職責を  
ること  
打ちさ  
り、適  
事者と  
い教示  
ン能力  
層信頼  
いと思  
が、新  
とを忘

2  
び

(1)  
金澤  
当初  
された  
等につ  
後藤  
（「民事  
につい  
平成  
におけ  
という  
これを  
14年6  
に記載

の関係

す影響  
お話し我が国  
法制度  
変など、  
してい  
この  
問題であ迅速化」、  
その司法  
めること  
記官は、  
て審理の  
り専門化  
の担い手  
を得た窓  
じて利用  
の実現に  
にすると  
わば一種  
していく  
の姿の一  
。特に、  
の司法参  
置にいる  
ないとも  
官の方々  
、様々な  
を重ねて

きました。国民の期待に応える制度を真に根付かせる第一歩は、こうした国民との接点を大切にするにほかなりません。書記官は、裁判所とユーザーである当事者との重要な接点になり、手続のプロとしての職責を担うことがこれまで以上に期待されることとなります。確実な知識と経験に裏打ちされた手堅くミスのない手続公証により、適正迅速な裁判を支えとともに、当事者との接点として、正確かつ分かりやすい教示や対応ができるようコミュニケーション能力にも磨きをかけ、多くの国民から一層信頼される書記官を目指していただきたいと思ひます。そして、その積み重ねこそが、新しい制度を根付かせていくということをお忘れなほしいと思ひます。

各分野における書記官事務に関する最近の動向や書記官事務の在り方については、後にお話ししたいと思ひます。

## 2 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について

### (1) 「指針」の定着状況について

金澤企画調査部長

当初予定されていた各指針がすべて発出されたようですが、その後の浸透定着状況等についてお聞かせください。

後藤第二課長

〔「民事立会部における書記官事務の指針」について〕

平成12年5月に発出された「民事立会部における書記官事務の指針」（以下「指針」という。）に記載された事務については、これをそのままということではなく、平成14年6月に発出された「モデル部の総括」に記載された留意事項を踏まえて実践して



後藤第二課長

いく必要があります。

指針で示された事務の中でも、弁論準備手続等の期日の結果を的確に調書に記載し、争点整理の経過を調書に明らかにする

ことは、今後の書記官事務の中でも、特に力を注いでいていただきたい事務と考えています。

この点については、各高地裁において争点整理手続調書作成の記録演習が行われたり、実務においても、期日前、期日後に、裁判官と書記官との間での的確な記録化についてミーティングを行うなど、多くの庁において、争点整理手続調書の記載を充実させる方向で努力されております。

また、指針で示した審理充実事務のうち、準備書面等の督促等の進行管理事務はほとんどの庁で実践されています。このような進行管理事務は、4月から施行された改正民事訴訟法中に規定された「計画審理」を実質的に支える事務と言えますので、準備書面等の内容面の点検と併せて、今後、的確に行っていただきたいと思ひます。

なお、指針で示した、事件概要メモは、裁判官と協議の上、事件を選別して作成され、裁判官と書記官の共通の手控えなどとして活用されているという例が報告されています。また、整理書面についても、経験豊かな書記官が裁判官のニーズを反映したものを作成し、当事者に交付したり、調書に添付したりするといった活用例を聞いています。ただし、この両者については、い

ずれも、必ず作成するものではなく、適正迅速な裁判に必要なか否かという観点から、事案に応じて作成されるべきものであるという点に留意していただきたいと思います。

〔刑事公判部における書記官事務の指針について〕

平成14年5月に発出された「刑事公判部における書記官事務の指針」（以下「指針」という。）は、発出から既に2年が経過しました。

この間、指針の浸透定着に向けた取組の一環として、平成14年10月30日に、最高裁において、中央協議会として「刑事公判部充実強化協議会」を開催し、目指すべき訴訟運営及びこれを支える書記官の果たすべき役割について、各庁における実践状況を踏まえ、問題となる点の原因や克服策について協議しました。また、平成14年度及び15年度に、各高裁において、審理充実事務に関する自主開催協議会を開催していただき、本年度も同様に開催していただく予定になっています。

そこで、これらの協議会の結果等を踏まえながら、概況をお話しします。

#### （ア）全般的な取組状況

本庁のみならず支部等においても、勉強会を開催するなど「指針」の浸透定着が着実に進んでいる庁もある一方で、本庁においても弁護人の協力が得られないなど様々な事情のために苦慮している庁もあります。そのことは、一般的審理方針の書面化への取組に明確に現れており、平成15年度中にかなりの庁において書面化が進められたことも事実ですが、その反面、書面化に向けた検討さえ行っていない庁が依然として多いというのも現実のようです。また、書面

化は終えたものの、それを踏まえた訴訟関係人との連絡、調整などの事前準備事務が行われていなかったり、収集した情報をそのまま裁判官に伝えるだけであり、審理計画案を策定しているのは少数の庁であるなど、各庁間の取組状況にはばらつきがあるようです。しかし、「指針」の実践に当たって何よりもまず必要なのは、書記官が積極的かつ主体的に訴訟運営に関わっていくという意識の醸成であろうと思われます。これからの公判前整理手続、裁判員制度の導入をも見据えると、現行制度下において、書記官が事前準備事務等の「指針」に掲げられた各事務に積極的に取り組んでいくことの意義は、非常に大きいと言えます。この観点からも、是非積極的な取組をしていただきたいと思います。

以下では具体的な事務についてお話しします。

#### （イ）自白事件における審理充実事務

自白事件における審理充実事務については、ほとんどの庁で何らかの取組を実践しているようですが、実際に事務を行うに当たっては、必ずしもその目的を明確に意識せず、漫然と行っている、というような状況もあるようです。自白事件であるから一回結審できるのではなく、自白事件においても必要十分な事前準備事務等を行った結果、充実した審理が行われ、一回結審できるということを再認識していただきたいと思います。これまでも繰り返し述べてきたところですが、自白事件における審理充実事務は、中規模否認事件における審理充実事務の基礎となるものですから、今後とも着実な実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

自白  
ると、  
務につ  
い状況  
もそも  
が稀で  
ない、  
中規模  
うため  
識や理  
るのが  
間に合  
そうし  
から定  
件類型  
方や証  
ていく  
利用し  
たいと

書記  
ては、  
と、つ  
針を理  
くこと  
グの実  
働態勢  
「指針」  
審理計  
り、こ  
たり、  
うに十  
一般的  
公判期

訴訟関  
事務が  
報をそ  
審理計  
あるな  
がある  
当たっ  
が積極  
いくと  
す。こ  
度の導  
おいて、  
にす  
いくこ  
ましょ  
取組を  
話し

実事務  
について  
実践し  
うに当  
意に意識  
うな状  
か  
におい  
行った結  
審でき  
きたいと  
てきた  
審理充実  
審理充実  
今後とも  
ごだきた

### (ウ) 中規模否認事件における審理充 実事務

自白事件における審理充実事務と比較すると、中規模否認事件における審理充実事務については、浸透定着がなかなか進まない状況にあるようです。庁によっては、そもそも中規模否認事件が係属すること自体が稀であって、書記官が経験を積む機会もない、というのが実情のようです。しかし、中規模否認事件における審理充実事務を行うためには、書記官としても一定程度の知識や理解が必要であり、これらを身につけるのが中規模否認事件が係属してからでは間に合わないことも自明でしょう。まず、そうした意識を持っていただき、常日ごろから定例ミーティングや研修等を通じて事件類型や否認態様に応じた訴訟進行の在り方や証拠調べの方法についても理解を深めていくことが必要であり、あらゆる機会を利用してその積み重ねに心掛けていただきたいと思ひます。

### (エ) 協働態勢の構築

書記官が「指針」の実践をするに当たっては、裁判官との協働態勢が構築されること、つまり書記官が裁判体の一般的審理方針を理解し、裁判官と認識を共通にしておくことが不可欠です。各庁ではミーティングの実施やマニュアルの作成等を通じて協働態勢の構築に努めているようですが、「指針」においても指摘しており、また、審理計画案の策定のところでも述べたとおり、これらの手段が自己目的化、形骸化したり、硬直化した運用になったりしないように十分留意する必要があります。また、一般的審理方針の内容についても、第1回公判期日の指定時期、第1回公判期日から

証人尋問を実施するか否か等の基本的、形式的な方針はもとより、事件類型や否認態様に応じた証拠調べの方法や順序など訴訟進行に関する具体的、実質的な事項にまで踏み込んだ方針まで裁判官と認識を共有していただきたいと思います。裁判官との協働態勢を継続して信頼関係を積み重ね、より分かりやすく、より適正迅速な刑事裁判の実現という国民の期待と信頼に応えられる刑事書記官像を確立していただきたいと思います。

(「家裁における書記官事務の指針」について)

平成15年2月に発出した「家裁における書記官事務の指針(家事編及び少年編)」(以下「指針」という。)の浸透定着の一環として、家事については、同年12月に東京、大阪及び福岡の各高裁において、他の高裁も加わった合同の「家実務充実強化協議会」(以下「ブロック協議会」という。)が開催され、受理面接、事前準備結果の共有化、進行方針への関与、期日への関与について、各庁における実践状況を踏まえ、問題点について、その原因や克服策を協議しました。また、少年については、本年2月に、名古屋高裁において「少年部充実強化協議会」が自主的に開催され、指針(少年編)の実践状況に関するアンケート結果に基づく各庁からの問題点の報告やその克服策について協議されたほか、各庁の首席書記官から同指針の浸透定着に向けた取組への所信報告などがされ、6月には、仙台高裁において「少年事件担当書記官研修」が自主開催され、具体的事例を基に問題点や論点について同指針を踏まえた進行管理の在り方について協議されました。そして、

本年度中には、福岡、大阪の各高裁でも同様の協議会等を開催していただく予定になっています。

ここでは、これらのブロック協議会の結果等を踏まえながら、家事事件の概況をお話します。

#### (ア) 受理面接

半数以上の本庁において、手続選別、進行方針の決定や進行管理等に必要な情報収集という観点から事情聴取を行っているようです。問題となる点としては、1件当たり相当の時間が掛かり負担感が大きいことや担当者によって聴取する程度が異なるといったことが指摘されていましたが、これに対しては、受理面接を実践するに際して、聴取事項をあらかじめ記載した書面を活用するなどフォーマットを統一することにより、必要な情報を効率的に収集して、関係職種に情報提供できるようにしたといった工夫例が紹介されています。必要な情報は何かという観点から、関係職種と連携して、聴取事項の内容や記録化の方法を見直し、効率的な処理ができるように改善していくことが必要であると思います。また、初期の手続段階で、有益な情報収集を行い、その情報を以後の進行管理に役立たせるところに受理面接の眼目があることを理解され、直ちにこうした実践が難しい庁においては、取りあえず、例えば、申立書付票を充実させたり、書面照会を充実させるなど、有効な情報収集に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

#### (イ) 事前準備結果の共有化

ほとんどの庁において、受理面接や照会回答書等の事前準備結果を書面化する取組を実践しているようですが、書面の作成に

時間を要するあまり、十分な進行管理が行えないようになっては意味がありません。裁判官を始めとする関係職種の意向を踏まえた書面を作成するためには、日ごろから関係職種とのミーティングの中で意向を随時確認していくことや、事案に応じてどの程度のものを作成すべきかについて、その都度、裁判官と打合せを行っていくことが重要だと思います。具体的には、審判移行が予想されそうな事案については、争点に絞った主張整理票を作成したり、さほど複雑でない事案については、チェック式の簡略な主張整理票を作成するといった弾力的な工夫をしていただきたいと思います。

また、作成した遺産目録や主張整理票は、必要に応じて当事者に示すことにより、事実関係や争点の認識を共有化することも有用だと思います。

なお、主張の変遷を的確に記録化することに御苦勞されている庁もあるようですが、主張整理票を使って、変遷があるごとに改訂していく方法や期日調書又は期日経過表を使い分けるなどの工夫をしている例があるので参考にさせていただきたいと思います。主張の変遷の記録化は、書記官事務の中でも特に重要なポイントでありますので、各庁におかれては、IT機器を活用するなどして、今後一層の創意工夫を続けていただきたいと思います。

#### (ウ) 進行方針決定への関与

書記官は、進行方針の決定にも主体的に関与していただきたいと思います。担当書記官が、事前準備の結果から得られた情報に基づき、どの争点から解決するかどの相続人から調整を図るべきなのか等の進行方針案を検討しておき、第1回期日前

の評議  
の結果  
うこと  
委員会  
ととも  
判官や  
とに大  
官にと  
果が、  
あり、  
感する  
実践  
定に関  
となっ  
ですが、  
の事前  
ること  
組んで  
(  
第1回  
握してい  
争点を  
る形で  
を引き  
期日に  
の進行  
にする必  
て、書記  
立ち会  
つもの  
期日立  
るよう  
各事件  
りを付  
工夫を  
一方、

理が行  
ません。  
]を踏ま  
ごころから  
意向を随  
てどの  
こ、その  
ことが  
裁判移行  
争点に  
さほど複  
々式の簡  
便的  
ます。  
理票は、  
より、事  
ことも有

化するこ  
ですが、  
ごとに改  
日経過表  
る例があ  
ります。  
務の中で  
ので、各  
するなど  
ていただ

主体的に  
ます。担  
得られた  
はするが、  
のか等の  
期日前

の評議に先立ち、裁判官に対して事前準備の結果を報告するとともに意見の申出を行うことや、同期日前の評議において、調停委員会に対して事前準備の結果を報告するとともに進行方針案を提案することは、裁判官や調停委員会が進行方針を策定することに大いに寄与するものと言えます。書記官にとっても、こうした事前準備事務の成果が、円滑な事件の進行を図る上で有用であり、また、審理に役立っていることを実感することができると思います。

実践に当たって、書記官が進行方針の決定に関与するという意識が低いことが障害となっていることを指摘する庁もあるようですが、進行方針への積極的関与が書記官の事前準備事務の成果の一つの到達点であることを再認識して、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

#### (エ) 期日への関与

第1回期日においては、調停委員会が把握している当事者双方の主張の整理結果や争点を示すなどして手続の前途を目に見える形で提案し、当事者の解決に向けた意欲を引き出す必要がありますし、また、続行期日においても、現状における争点、調停の進行段階、調停不成立の原因等を明らかにする必要が高いと考えられます。したがって、書記官としてはこうした重要な期日に立ち会うことが望ましいと言えますが、幾つもの調停が同時に進行していることから、期日立会は難しいと考えられている庁もあるようです。全件立会が困難であっても、各事件における進行状況に留意し、メリハリを付けて必要な場面には立ち会うような工夫をしていただきたいと考えています。一方、立ち会わなかった期日についても、

事件の進行状況を正確に把握しておかなければならないことは言うまでもありません。そこで、書記官としては、期日に立会しなかった事件について、その日のうちに調停委員会から口頭やメモにより、期日におけるポイントや次回の見込みなどの調停経過について情報を得ておくことが重要です。この点については、書記官が一方的に情報収集しようとしても限界があると思われるので、日ごろから調停委員にも期日における情報提供を行っていただけるように協力を依頼したり、情報提供に関する申合せを行うなど、各庁の実情に応じて、工夫していただきたいと思います。

(「簡裁における書記官事務の指針」について)

平成14年5月に発出された「簡裁における書記官事務の指針」(以下「指針」という。)は、発出から既に2年が経過しました。

この間、指針の浸透定着に向けた取組の一環として各高裁において自主開催協議会を開催していただいております。少額訴訟事件をはじめとする一般市民間の訴訟事件や調停事件において、裁判所が積極的かつ後見的に紛争解決に取り組んでいくという運用を定着させるための方策等につき御協議いただくとともに、各庁における工夫例や、指針に沿った取組の結果、実践的で効果的な事務処理につながった事例などが紹介されました。

また、昨年度の書記官事務等に関する査察の結果を見ると、指針に示された運用を実践する上でのあい路とその解決策などが報告されており、各庁において、指針に沿った運用の定着を図るため種々の努力がなさ

れていることがうかがわれます。

簡裁については、事物管轄の拡大や少額訴訟の訴額の上限引上げの制度改正により、今後ますます、簡易な事件を迅速に処理し、国民に身近な裁判所として充実を図っていく必要性がありますが、書記官には、裁判官との協働態勢を基礎とした事件進行の「推進力」としての役割が求められることとなります。これに応えるため、書記官は指針に示された様々な事務処理例を実践し、その結果を踏まえて、再度、手続への関与の在り方を見直すといった不断の工夫を行い、より一層本指針に沿った運用を定着させていきたいと思えます。

また、ここで、少額訴訟との関係で、国会で継続審議となった少額訴訟債権執行制度について説明します。これは、少額訴訟で債務名義を作成した簡裁において、債権者の申立てを受けて書記官が発令要件を審査し、金銭債権に対する差押え処分を行う制度です。申立てから執行まですべて同一の簡裁において実現できることになり、市民に身近な簡裁にとって一層の機能強化につながるものと言えます。また、書記官にとっては、この制度は、今までの民事執行の分野における着実な実績に対する高い評価を踏まえたもので喜ぶべきものと言えますが、差押え処分を自らの権限で行うことになり、重い責任を負うこととなりますので、書記官が遺漏なく円滑に事務処理ができるようにバックアップし、研修などを含め執務態勢の整備を十分にしていく必要があると考えています。

(2) 増加傾向にある事件対応策等について

金澤企画調査部長

増加傾向にある事件の概況及びそれらに対処するための人的手当を含めた対策をお聞かせください。

後藤第二課長

御承知のとおり、景気の低迷に伴って倒産事件の急増が続いており、倒産事件のうち最も事件数の多い破産事件について見ますと、平成15年の新受事件数は約25万2千件となり、平成7年との比較では約5.4倍となりましたが、各庁の努力によって、既済事件数も年々増加し、平成15年は約26万1千件と、新受事件数を上回る状況となっています。この結果、平成10年には約6万7千件と急増した未済事件数も、平成15年には約4万6千件となっています。

倒産事件については、自然人の自己破産の増加に加え、平成9年ころから大規模な企業倒産事件が増加しつつあり、倒産事件処理の在り方が景気対策に関わる課題であるという見方がされてきていることから、急激に増加した倒産事件の処理が滞れば、裁判所全体の姿勢が問われることにもなりかねません。制度面においては、会社更生手続について、改正会社更生法が平成14年12月に成立し、平成15年4月から施行されたところであり、また、昨日閉会した通常国会では、後でお話しするとおり、書記官権限化を含む破産法の改正も行われたところ です。

地裁における民事訴訟の新受事件数は、平成10年から高水準で推移しており、平成15年には、約16万6千件となっています。また、刑事訴訟の新受事件数は、地裁・高裁共に年々増加しており、平成15年には地裁で約11万2千件、高裁で約9千件となっています。

簡裁  
にあり  
の新受  
と飛躍  
セント  
件数は  
した。  
家裁  
少傾向  
加を新  
万4千  
しても  
年が総  
申立て  
(平成  
旧制度  
の4年  
ころ  
ず、各  
整備、  
各々  
てい  
説明」  
停委員  
方策  
ついて  
連携の  
効率  
理を  
さ  
に加  
充実  
もと  
な人  
引き

れらに対策をお聞  
 伴って倒産事件のう  
 いて見ては約25万  
 較では約  
 力によっ  
 成15年は  
 回る状況  
 10は  
 数も、平  
 います。  
 自己破産  
 大規模な  
 倒産事件  
 課題であ  
 ことから、  
 滞れば、  
 にもなり  
 会社更生  
 平成14年  
 施行され  
 しに通常  
 、書記官  
 れたところ  
 件数は、  
 り、平成  
 います。  
 地裁・高  
 年には地  
 件となっ

簡裁においては、刑事訴訟事件は増加しているものの、刑事事件全体では減少傾向にあります。他方、民事事件は、調停事件の新受事件数が、平成15年は約61万3千件と飛躍的な増加を続けており、その90パーセント程度を占める特定調停事件の新受事件数は、平成15年は約53万7千件となりました。

家裁においては、少年事件は長期的に減少傾向が続いているものの、家事事件は増加を続け、平成15年には新受事件数が約68万4千件となっており、家裁全体の事件としても増加傾向にあります。導入されて4年が経過した改正成年後見制度関係事件の申立ても、年々増加しており、平成15年度（平成15年4月から平成16年3月まで）は、旧制度（平成11年4月から平成12年3月）の4倍を超える申立てがありました。

こうした状況に適切に対処するため、まず、倒産事件については、事務処理態勢の整備、充実及び管財事件、同時廃止事件の各々に応じた事務処理方法の改善が図られています。特定調停事件については、手続説明上の各種工夫、定型申立書の工夫、調停委員との連携など、各庁において種々の対策が執られており、成年後見関係事件についても、書記官と家裁調査官の事務分担、連携の在り方の見直し、監督事務の省力化、効率化のための事務改善等により効率的処理を図っているところです。

さらに、こうした事務処理態勢の整備等に加え、倒産部門については、人的態勢の充実強化を図るため、職員配置の見直しはもとより、事件が急増した庁に対する必要な人的手当として、平成16年度も昨年度に引き続き、大都市圏の裁判所を中心に事件

増が顕著な庁に、書記官の大幅な増配置を行うとともに、外部への委託が可能な業務については外部委託を引き続き実施したところと

また、刑事訴訟事件の増加に対処するための人的手当として、大規模繁忙庁において増部や裁判官の増配置を行い、これに伴う書記官の増配置も併せて行ったところと

簡裁への人的手当としては、これまで、毎年、繁忙な簡裁を中心に、書記官等の増配置を図ってきたところであり、本年4月にも大都市圏の裁判所を中心とした繁忙な簡裁に大幅な増配置を行いました。また、家裁については、人事訴訟事件の移管に備えるとともに、増加する家庭事件に適切に対処していくため、繁忙な庁の家事部門を中心に書記官、家裁調査官の増員を行ったところと

以上のように、事務処理態勢の整備・充実及び事務処理方法の改善とともに、人的手当による執務態勢の更なる充実強化を図ることにより、増加する新受事件や今なお滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところですが、今後の事件動向や事件処理状況等についても十分な注意を払い、更に事件数が急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応策を検討していきたいと考えています。

### (3) 民事執行法の改正に関する最近の動向について

金澤企画調査部長

書協では、担保・執行法制の見直しについて、提言を提出したり（会報160号55ページ）、民事局とインタビューを行ったりしました（会報163号35ページ）が、最近の

動向について書記官権限の拡大を中心にお聞かせください。

林第三課長

担保・執行法制の見直しに関して、書記官が実務上果たしている役割、書記官の能力向上といったことを背景として、裁判官と書記官の役割を見直すことにより、審査の二重化というのを避けて、より迅速な執行手続を実現することができるのではないかと提言を書協からいただきました。



林第三課長

先般、執行手続、あるいは担保制度というものを合理化、効率化して、不良債権処理を促進し、不動産の流動化を促し、最終的には景気回復を目指すという背景や規制緩和による活力ある経済社会の実現という背景から法制度の見直しが始められましたが、その一連の流れの中で、執行事件については、書記官が手続の進行や管理に積極的な役割を果たしていることなどを背景として、執行事件の簡明かつ効率的な処理を図ることを目的として、現在、幾つかの手続を書記官の処分により行うことについて国会で審議されているところです。

具体的には、費用の予納を命ずる処分（民事執行法第14条）、配当要求の終期を定め、又は延期する処分（同法第47条、49条）、物件明細書の作成及びその備置き等（同法第62条）、売却の方法等を定めて執行官に売却の実施を命ずる処分及び売却決定期日を指定する処分（同法第64条）、代金の納付の期限を定め、又は変更する処分（同法

第78条）、執行裁判所が各債権者について定めた債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額等を記載した配当表の作成（同法第85条）が対象とされています。

これらは、書協の出された提言に掲げられたものすべてというわけではなく、例えば、代理人許可等については、書記官の処分とする対象とされませんでした。しかし、民事執行の分野においては、これまで書記官が行うこととされていた手続に加えて、かなりの分野において書記官の処分により手続が進められることになることは間違いありません。

民事事件の各種の手続については、裁判官と書記官の協働態勢が定着しつつあると思われませんが、特に、民事執行手続において、書記官は裁判官との協働態勢の下、手続進行に主体的、積極的に関与し、適正迅速な事件処理、執行手続の円滑な運営を支えてきた実績があります。書記官がこれまで實際上重要な役割を果たしてきたことにかんがみ、今後の動向をにらみつつ、各種手続において、迅速かつ適正な事件処理を行うため、書記官が行うべき役割は何かという観点から、更なる書記官の権限強化について検討していきたいと思えます。

(4) 破産法の改正に関する最近の動向について

金澤企画調査部長

書協では、倒産法制の見直しに関して、提言を提出したり（会報161号17ページ）、民事局とインタビューを行ったりしました（平成16年5月11日実施、会報167号掲載予定）が、最近の動向について書記官権限の拡大を中心にお聞かせください。

林第三課長

新破  
立し、  
新破産  
法、更  
なりま  
から1  
定めら  
新破  
とされ  
事再生  
割とさ  
登記等  
対する  
特別調  
債権者  
当等の  
等が新  
ました  
分、債  
再生法  
官の処  
また  
事項と  
し、簡  
手続と  
設、他  
られま  
現在  
けて検  
迅速・  
行うべ  
と書記  
官の権  
限いま  
(5)  
向

新破産法については、本年5月25日に成立し、6月2日に公布されました。また、新破産法制定に伴い民事再生法、会社更生法、更生特例法等も一部改正されることとなりました。施行日については、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定められることになっています。

新破産法に伴う書記官の処分によることとされた手続の拡大という点では、既に民事再生法や会社更生法において書記官の役割とされた事項、例えば、債権者表の記載、登記等の嘱託等のみならず、破産申立書に対する補正を命じる処分（破産法21条）、特別調査の費用を命じる処分（同法120条）、債権者表の更正処分（同法115条）、最後配当等の許可（同法195条、204条、208条）等が新たに書記官の処分によることとなりました。また、特別調査の費用を命じる処分、債権者表の更正処分については、民事再生法や会社更生法において、同様に書記官の処分によることとなりました。

また、書記官事務に大きな影響を与える事項としては、債権の調査確定手続の見直し、簡易配当手続の創設、破産手続と免責手続との一体化、担保権消滅許可手続の創設、他の倒産手続への移行の制度等が挙げられます。

現在、最高裁において破産規則制定に向けて検討が行われていますが、破産事件の迅速・適正な事件処理のために、書記官が行うべき役割は何かという視点から裁判官と書記官の役割の見直しを更に進め、書記官の権限強化について検討していきたいと思えます。

(5) 民事訴訟法の改正に関する最近の動向について

金澤企画調査部長

書協では、民事訴訟法の改正に関して、民事局とインタビューを行った（会報164号51ページ）ところですが、最近の動向について、お聞かせください。

後藤第二課長

昨年、民事訴訟法の改正がなされて以降、法改正については一段落したところです。

ただ、今後予定されている改正として、民事訴訟手続等における申立て等及び督促手続のオンライン化等を内容とする法改正、民事訴訟費用法関連で弁護士費用の敗訴者負担制度を創設する法改正等が残っています。これらについては、通常国会に法案が提出されましたが、継続審議となったところです。

民事訴訟手続等における申立て等及び督促手続のオンライン化に関する法改正は、実際の具体的運用を最高裁判所規則に委ねている部分が多く、法案成立の動向を見つづ、より良い制度創設に向け、検討を加えているところです。また、弁護士費用の敗訴者負担制度についても、書記官事務に多大な影響を与えるものであり、今後の動向を注意深く見守っていく必要があると思えます。

(6) 刑事裁判の充実・迅速化を巡る最近の動向等について

金澤企画調査部長

刑事事件が全般的に増加している中、書協では、刑事裁判の充実・迅速化について、提言を提出しました（会報161号3ページ）が、その後の進行状況についてお聞かせください。

後藤第二課長

平成15年7月16日に施行された裁判の迅

速化に関する法律8条では、「最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を2年ごとに、国民に明らかにするため公表するもの」とされています。これを受けて同年11月13日に施行された裁判の迅速化に係る検証に関する規則1条に基づき、同年12月22日以降、既に4回にわたって「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」が開催され、平成17年6月の第1回目の検証結果の公表に向けた調査・分析作業が進められています。検討会の結果概要は、最高裁判所ホームページに掲載されていますので、ここでは詳細は控えますが、この検証を通じて刑事裁判についても長期化の原因分析とそれぞれの原因に対応する適切な方策が浮き彫りとなってくると考えています。

一方、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）、及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律（以下「刑訴法一部改正法」という。）が今通常国会に提出され、本年5月21日成立し、5月28日に公布されました。そして、刑訴法一部改正法のうち、刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策導入のための各規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。

この刑訴法一部改正法により導入される刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策の柱は、①公判前整理手続の創設、②証拠開示の拡充、ルールの明確化、③連日的

開廷の確保、④裁判所の訴訟指揮の実効性の担保、そして⑤即決裁判手続の創設の5点とされています。

刑事通常第一審訴訟事件のうち、審理期間が2年を超えた事件は、長期的に見ると相当程度減少してきていますが、この中には、重大事件、社会的関心の高い事件が少なからず含まれているため、数としては少ないものの「裁判が遅い」という印象を国民に与えていることは否定し難いところです。現時点で把握している限りにおいては、長期化の原因は、開廷（期日）間隔の長さ、証拠調べ期日を始めとする開廷（期日）回数が多さなどが複合的に重なっていることが多いようです。このような状況を踏まえ、審理の充実・迅速化を図るためには、第1回公判期日の前から十分な争点整理を行い、公判当初から集中的に、争点中心の証拠調べなどを実現させていかなければなりません。

公判前整理手続を円滑に導入していくためには、現行法下における事前準備事務の取組を、より一層進めることが重要になると考えています。これまで以上に訴訟関係人との連絡を密にして必要な情報を収集し、積極的に審理計画案の立案に関与するとともに、打合せ（刑訴規則178条の10）を行った場合には、争点の整理を十分に意識してその内容を記録化するなど、今まで書記官が行ってきた審理充実事務の実績を踏まえ、これを継続し、成果を集積していったいただきたいと思います。

なお、導入される刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策の概要は、以下のとおりです。

第1に、公判前整理手続の創設ですが、

これは  
理計画  
が主宰  
うもの  
公判で  
証拠調  
事件の  
拠を決  
に、新  
される

第2  
化です  
検察官  
証拠の  
類型の  
証拠に  
種類、  
るとい  
がある  
なりま

第3  
制度で  
原則と  
実効性  
とから、  
以上を  
連日開  
ならない

第4に  
保です  
公判期  
などは、  
送弁護  
る出頭  
命  
に対する  
所は、

効性  
の5

理期  
もると

中に

手が少

くは少

良を国

ころで

ては、

長さ、

日

ること

まえ、

、第1

と行い、

証拠調

りませ

いくた

事務の

になる

訴訟関係

収集し、

こと

を行っ

意識して

書記官

踏まえ、

っていた

実・迅速

以下のと

ですが、

これは、十分な争点整理を行い、明確な審理計画を立てることができるよう、裁判所が主宰する新たな準備手続を創設するというものです。検察官、被告人、弁護人は、公判で明らかにする予定の主張を提示して証拠調べ請求をするものとし、裁判所は、事件の争点を確認し、公判で取り調べる証拠を決定します。そして、準備手続終了後に、新たに証拠調べ請求を行うことは制限されることとなります。

第2に、証拠開示の拡充、ルールの明確化ですが、これは、検察官は、被告人側に、検察官請求証拠の開示に加え、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人側の主張に関連する証拠について、開示の必要性和弊害の有無、種類、程度等を勘案して開示するものとするというものです。証拠開示の要否に争いがある場合には、裁判所が裁定することとなります。

第3に、連日的開廷の確保ですが、現行制度でも、刑訴規則において、連日開廷を原則とする旨の規定が設けられていますが、実効性に欠けるとの指摘がなされていたことから、法律レベルにおいて、審理に2日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならないことを明らかにしたものです。

第4に、裁判所の訴訟指揮の実効性の担保ですが、この点については、①弁護人が公判期日等に出頭しないおそれがあるときなどは、裁判所が、当該弁護人とは別に国選弁護人を選任できる制度、②裁判所による出頭命令に従わなかった検察官、弁護人に対する過料の制裁を設けるとともに、裁判所は、制裁を受けた検察官、弁護人を監

督する者に対し、適当と認められる処置をとるべきことを請求しなければならないとする制度、③裁判長による尋問等の制限に検察官、弁護人が従わなかった場合に、これらの検察官、弁護人を監督する者に適当と認められる処置をとるべきことを請求することができるものとする制度、などが設けられました。

第5に、即決裁判手続の創設ですが、これは、法定刑の軽い一定の事件について、被疑者の同意があるときは、即決裁判手続によることができるものとし、簡易な方法で証拠調べをして、原則として即日判決を言い渡すものとするというものです。即決裁判手続においては、実刑を科すことができず、また、罪となるべき事実の誤認を理由とする控訴はできないこととなります。

#### (7) 裁判員制度の導入について

金澤企画調査部長

裁判員制度の導入を巡る最近の動向、書記官事務に及ぼす影響、及び同制度の下での書記官事務の在り方についてのお考えをお聞かせください。

中村第一課長

本年5月21日に成立し、5月28日に公布された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）は、一部を除き、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなります。国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することは、従前の刑事裁判の枠組みを根底から変える大変革であるわけですが、これによって、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものと考えられています。

以下、裁判員法の概要をお話しします。

第1に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件を定めるとともに、当該合議体の構成は、原則として、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を6人とすること、裁判所の行う事実の認定、法令の適用及び刑の量定は、当該合議体の構成員である裁判官及び裁判員の合議によることなど合議体の構成並びに裁判官及び裁判員の権限等について所要の規定が置かれています。

第2に、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任するものとするとともに、裁判員となることのできない事由、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者に対する質問等の裁判員の選任の手續及び裁判員の解任の手續等について所要の規定が置かれています。

第3に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件については、第1回公判期日前に公判前整理手續に付さなければならないことなど、裁判員の参加する裁判の手續に関し所要の規定が置かれています。

第4に、裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によることなど、裁判員の参加する刑事裁判における評議及び評決について所要の規定が置かれています。

第5に、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足る情報の取扱い及び裁判員等に対する接触の規制に関して裁判員等の保護のための所要の規定が置かれています。

そして、このほか政府及び最高裁は、施

行前の措置として、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手續、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度について国民の理解と関心を深めるための措置及び国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならないとされています。裁判員制度の周知及び参加意識の醸成を図るためには、相応の広報活動をする必要があり、その具体的な方策については、現在、検討中です。

また、裁判員制度を円滑かつ適正に運用するためには、制度全体について様々な調査をし、関係機関等との協議を重ねた上、綿密な準備をすることが必要不可欠となります。そのため、今後は、①規則及び関連通達等の整備、②中央協議会、ブロック協議会、司法研修所における研究会、各庁における検討会などの開催、③法曹三者、選挙管理委員会、自治体など関係機関との協議会などの開催、④裁判官等の人的態勢の整備、⑤法廷等の関連施設、備品等の物的態勢の整備などの項目について検討していかねばならないと考えています。

裁判員制度では、裁判員に実質的な判断をしてもらえるよう分かりやすい審理を実現すること、裁判員の負担をできるだけ軽減させることの二つの視点から、連日的開廷を原則とする計画的・集中的な審理の実現、書証中心の立証から公判廷における人証中心の立証への移行による直接主義、口頭主義の徹底が不可欠と考えられています。そして、裁判員事件においては、第1回公判期日前の公判前整理手續が必要的とされ

ため、ま  
の余の  
れぞれ  
くこと  
公判前  
に含ま  
せる方  
公判前  
の連絡  
重要な  
あり、  
事務に  
今後、  
の日は  
政令で  
一部を  
規則改  
に合わ  
ります  
書及び  
在り方  
ますし、  
ける書  
則の改  
となり  
書記官  
書記官  
果が問  
公判前  
しての  
下でも  
きたい  
(B) 行  
財)  
金澤  
行政

として裁  
の選任の  
る裁判員  
説明する  
の制度に  
ための措  
な刑事裁  
ための措  
ています  
醸成を図  
る必要が  
は、現在

正に運用  
様々な調  
重ねた上  
欠となり  
及び関連  
ロック協  
各庁に  
三者、逆  
関との協  
的態勢の  
品等の物的  
を討してい  
質的な判断  
の審理を實  
るだけ押  
重日的開延  
理の実現  
する人証申  
裁、口頭申  
います。そ  
第1回公判  
約とされた

ため、裁判員事件については裁判官が、そ  
余の通常の事件については書記官が、そ  
れぞれ事前準備の中心的な役割を担ってい  
ことになると思います（通常の事件でも  
公判前整理手続に付された場合には、前者  
に含まれます）。もとより、書面を提出さ  
せる方法により行う公判前整理手続を含め、  
公判前整理手続期日に向けた訴訟関係人と  
連絡調整については、書記官が担うべき  
重要な役割であることはこれまでと同様で  
あり、いずれにしても裁判員制度が書記官  
事務に与える影響は大きいと思います。

今後、裁判員法と併せて公布され、公布  
の日から1年半を超えない範囲内において  
政令で定める日から施行される刑訴法等の  
一部を改正する法律の施行に合わせた刑訴  
規則改正を行い、その後、裁判員法の施行  
に合わせた関連規則の整備を行うことにな  
りますが、その中では、公判前整理手続調  
査及び公判調書の在り方を含めた、記録の  
在り方が大きな問題になるものと予想され  
ますし、この点も踏まえ裁判員制度下にお  
ける書記官事務の在り方について、刑訴規  
則の改正作業と並行して、検討していくこ  
とになります。そこで、裁判員制度導入後、  
書記官に期待される役割を考える上では、  
書記官の審理充実事務についての実績と成  
果が問われることになると考えられますので、  
公判前整理手続を意識した事前準備事務と  
しての三者打合せ等の記録化など、現行法  
下でも可能なものは積極的に実践してい  
ていきたいと思ひます。

(8) 行政局所管の訴訟（行政、労働、知  
財）制度を巡る最近の動向について

金澤企画調査部長

行政訴訟制度の見直し、労働審判制度の

導入、及び知財高裁の創設を巡る最近の動  
向について、書協では行政局とインタビュー  
を行ったところですが（会報166号65ペー  
ジ）、その後の進捗状況も含めてお聞かせ  
ください。

中村第一課長

行政、労働、知的財産関係については、  
関係法案が今通常国会で審議され、その結  
果、労働関係では労働審判法4月28日に成  
立し、5月12日に公布され、また、行政関  
係では行政事件訴訟法の一部を改正する法  
律が6月2日に成立し、6月9日に公布さ  
れ、知的財産関係では裁判所法等の一部を  
改正する法律及び知的財産高等裁判所設置  
法が6月11日に成立しました。

改正事項等の概要を申し上げますと、ま  
ず、行政訴訟においては、原告適格に関す  
る考慮事項の法定、被告適格の変更、義務  
付け訴訟、差止訴訟の法定、管轄の拡大、  
釈明処分の特則、本案判決前の仮の救済制  
度の創設等が挙げられます。施行日は、公  
布の日から1年を超えない範囲で政令で  
定める日とされています。

次に、労働審判手続の創設についてです  
が、これは、地方裁判所において、個別労  
働関係民事紛争について、裁判官1名と労  
働関係に関する専門的な知識を有する労働  
審判員2名で組織する労働審判委員会で労  
働審判手続を行うというもので、随時調停  
によって解決を図ることもでき、審判に対  
しては、どちらかが異議を出せば、訴訟に  
移行し、いずれからも異議が出されなけれ  
ば、裁判上の和解と同一の効力を有する  
というものです。また、原則として3回以内  
の期日において審理を終結させることとさ  
れています。施行日は、公布の日から2年

を超えない範囲で政令で定める日とされています。なお、この労働審判については、現在、最高裁において、労働審判規則制定のための検討が進められています。

最後に、知的財産関係ですが、裁判所法等の一部を改正する法律による改正事項としては、侵害訴訟における特許等の無効理由の取扱いに関する規定の創設、知的財産訴訟を担当する裁判所調査官の権限拡大と明確化、秘密保持命令制度の創設等が挙げられます。また、知的財産高等裁判所設置法により、東京高裁内にその特別の支部として、知的財産高等裁判所が設置されることとなります。これらの法律の施行日は、平成17年4月1日とされています。

行政、労働、知的財産関係の訴訟は、いずれも専門的知識を要する事件ですし、各種制度改正に伴って、今後事件数が増大していくことも予想されます。書記官には、これまで以上に専門的知識やコートマネジャーとしての役割が求められることになり、例えば、行政訴訟においては、原告・被告適格、義務付け訴訟や差止訴訟の要件の明確化により、書記官による訴状審査の重要度が増すことになり、労働審判手続においては、当事者に対する窓口指導や手続説明、審判官や労働審判員との連絡調整を含めた期日進行管理事務が重要となります。また、知的財産訴訟においても、専門委員や裁判所調査官との連絡調整が重要になるなど、これらの法改正が書記官事務に与える影響は大きいと考えられます。

書記官には、研修等の様々な機会を利用して、これらの役割に十分応えられるよう専門的知識を高めていただきたいと思います。

## (9) 家事事件の書記官事務の状況について

金澤企画調査部長

ア 家裁への人訴移管に当たって執られた主要な諸措置と書記官事務に及ぼす影響についてお聞かせください。

後藤第二課長

本年4月1日に人事訴訟法及び人事訴訟規則が施行され、人事訴訟の第一審の管轄が地裁から家裁に移管されました。これにより離婚等の人事に関する紛争は、調停から訴訟まで家裁で取り扱うことになり、より利用しやすいものとなることが期待されます。人事訴訟の審理の充実を図るため、審理等に参与員の関与を求め、意見を聴くことができる制度や、離婚訴訟等における親権者の指定や子の監護に関する処分などの附帯処分（以下「附帯処分等」という。）について、家裁調査官による事実の調査を利用できる制度も導入されました。

このように、従前、地方裁判所において主に裁判官と書記官によって運営されてきた人事訴訟手続について、新たに参与員と家裁調査官が関与することになったことに伴い、これら職種との協働・連携を緊密に図ることが必須となるわけですが、書記官は、その要として中心的な役割を果たしていかなければならないと考えられます。

ここで、書記官事務に及ぼす主な影響のうち、家裁調査官と参与員の関与の在り方との関係についてもう少し詳しくお話しします。

まず、家裁調査官の関与の在り方についてお話しします。

近時の離婚訴訟等においては、離婚そのものよりも、附帯処分等が中心的な争点と

なる事案についての門的知見必要とな訴移管前見を活用裁調査官のような官によるできる場り、さらしていると果等の事項に限らす。

改正民された計にも及ぶの調査を期日を「相当ではて調査のを提示す。

事件に元的に管中も書記官を構築し的には、を受けた記録を速必要が生け、即日則的な事います。さらに、

!につい  
 て執ら  
 ばす影  
 事訴訟  
 の管轄  
 これに  
 調停か  
 り、よ  
 引れ  
 るため、  
 を聴く  
 こける  
 自分など  
 いう。)の  
 調査を  
 こおいて  
 されてき  
 参与員と  
 こことに  
 と緊密に  
 が、書記  
 を果たし  
 れます。  
 な影響の  
 の在り方  
 お話しし  
 方につい  
 離婚その  
 な争点と

なる事案が増加しています。附帯処分等  
 についての審理に当たっては、心理学等の専  
 門的知見を有する家裁調査官による調査が  
 必要となる場合もありますが、家裁への人  
 訴移管前においては、このような専門的知  
 見を活用することができませんでした。家  
 裁調査官による事実の調査の導入には、こ  
 のような実情が背景にあります。家裁調査  
 官による事実の調査は、その専門性を活用  
 できる場面に限って行われるのが相当であ  
 り、さらに、人訴規則20条1項で規定され  
 ているとおり、審理の経過、証拠調べの結  
 果等の事情を踏まえてもなお必要がある事  
 項に限られることに留意する必要があります。

改正民事訴訟法147条の2によって導入  
 された計画的審理の思想自体は、人事訴訟  
 にも及ぶことから、家裁調査官による事実  
 の調査を行う場合にも、調査終了後の次回  
 期日を「追って指定」とするような運用は  
 相当ではなく、期日を指定することによっ  
 て調査の終期、報告書の提出予定日の目安  
 を提示することが重要になると考えていま  
 す。

事件に関する情報は、書記官において一  
 元的に管理するのが相当であり、調査継続  
 中も書記官の下で事件記録を保管する態勢  
 を構築していただきたいといます。具体的  
 には、事件の配てんと事件記録の引継ぎ  
 を受けた担当家裁調査官は、閲読後、事件  
 記録を速やかに書記官に返還し、その後は、  
 必要が生じた都度、書記官から一時借り受  
 け、即日書記官に返還するというのが、原  
 則的な事件記録の保管の在り方になると思  
 います。

さらに、家裁調査官への証拠調べの結果

等の伝達は、基本的に裁判官、書記官との  
 打合せの場において口頭で行われればよく、  
 調書作成が未了であるために調査の着手を  
 遅らせるようなことがないように注意して  
 いただきたいと思います。また、家裁調査  
 官の配置のない支部の事件においても、こ  
 のような結果等の伝達が円滑に行われるよ  
 う留意していただきたいと思います。

次に、参与員の関与の在り方について、  
 お話しします。

人事訴訟に参与員制度を導入した趣旨は、  
 人事訴訟が、身分関係の形成等を目的とし、  
 また、家庭に関する訴訟であることから、  
 その審理及び裁判に当たり、一般国民の良  
 識を反映させることが望ましいというところ  
 にあります。この趣旨を踏まえ、参与員  
 が関与するのにふさわしい事案かどうかを  
 見極める必要があります。具体的には、離  
 婚訴訟における有責性の有無、破綻の程度  
 や裁量的棄却事由の存否の判断のほか、慰  
 謝料の金額の算定を要する事案などは、参  
 与員の関与がふさわしいと言えるのではな  
 いかと思います。

なお、家事事件における参与員について  
 は、参与員の知見というものを幅広く考え  
 て、不動産や戸籍関係など専門的知識を要  
 する家事審判事件においても活用されてい  
 ますが、人事訴訟における参与員制度は、  
 一般国民の良識を人事訴訟に反映させるた  
 めの制度であって、専門的な知識を有する  
 者の知識経験を活用するための制度として  
 位置付けられたものではないことに留意し  
 ていただきたいと思います。

参与員には、できるだけ負担を掛けな  
 いようにするため、争点に絞った集中証拠調  
 べが行われる段階において、当事者尋問等

に立ち会ってもらえることが多くなるのではないかと思います。その際、書記官には、参与員が事件の内容を容易に理解できるように、時系列表や人物関係図などを有効に利用して要領よく説明するなど、参与員とのコミュニケーションを図っていただきたいと思います。

さらに、書記官が、裁判官と参与員との打合せにも同席して、補助的に必要な説明を行うことも考えられるところであり、特に人事訴訟手続全般の概要や人事訴訟手続における参与員の役割など、基本的な事項を理解してもらうための説明などは書記官が行うのがよいのではないかと思います。

金澤企画調査部長

イ 成年後見制度等の運用状況等を踏まえた書記官事務の在り方についてお聞かせください。

林第三課長

家事事件の処理においては、裁判官、書記官、家裁調査官等の多くの職種が関与することになるため、これらの職種が緊密な連携を図りつつ、紛争解決に向けた認識を共通のものとし、一体となって処理に当たることが求められますが、その前提として、それぞれの職種の専門性に応じた適切な役割分担を踏まえた執務態勢を構築することが極めて重要であると思います。この点については、本年4月に裁判所職員総合研修所が設置されたことにより、書記官と家裁調査官のより一層の連携、協働に向けた実効性のある研修が実施されるものと期待しているところです。

特に、成年後見関係事件のうち、後見監督事件は、身上監護面というよりは財産管理面から監督を要する場合がほとんどであ

ることから、書記官による書面照会を中心に行って処理していくべきものと考えています。後見監督の本来的な性質が成年後見人の財産管理面での権限の乱用や逸脱をチェックするためのものであることからすれば、法律職である書記官がこれまで蓄積してきた財産管理事件についての知識やノウハウを活用して、後見監督事件処理の中心的な担い手となることが期待されています。

また、後見開始事件においても、従前、家裁調査官が行っていた情報の収集は、多くの事案において、書記官による書面照会や事情聴取等の事前準備事務により行うことも可能であり、また、このような情報収集を受付時に行うことにより、再度、申立人に来庁してもらう手間が省けるだけでなく、手続選別に活用でき、その後の手続を迅速かつ的確に進めるために極めて有意義であることが、幾つかの庁における先進的な取組によって明らかになってきました。

以上のような分析を踏まえ、平成15年12月に、「成年後見事件における書記官事務の運用」が発出されました。この「運用」は、東京家裁、大阪家裁及び札幌家裁で行われている成年後見事件における取組や同年2月に、司法研修所、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所（以下「三研修所」という。）の合同で行われた家事実務研究会、家事調査事務研究会の協議内容から書記官事務の在り方として参考となるものを取りまとめたものです。この「運用」で紹介した取組は、必ずしも全国各庁において汎用性があるものとして検証されているわけではありませんが、各庁の実情に応じて、効率的な事務処理を検討する上で、有益な手掛かりになると考えた事務処

理の在り方については、適切に行い、夫を重責に努め、また成15年について、年後見及び書記が協議今後今後の在り15年4月研究会の協議会を検討を重んじます(10)

て金澤少年運用状をお話林第三最近法犯検対する重大事より適て、御権主義についていま

を中心  
多々いて  
成年後見  
をチェッ  
すれば、  
貴してき  
ノウハウ  
中心的な  
ます。

、従前、  
集は、多  
書面照会  
り

この  
な情報取  
得、申立  
だけでな  
い手続を  
て有意義  
る先制的  
ました。

平成15年12  
月記官事務

「運用」  
家裁で行  
取組や同  
記官研修  
以下「三

れた家事  
の協議内  
参考とな  
この「運  
全国各庁  
検証され  
各庁の実情  
討する上  
た事務処

理の在り方を示したものです。各庁において、これを参考に、各庁の実情に応じて適切に家裁調査官との役割分担の見直しを行い、事案と状況に応じた柔軟な対応や工夫を重ねて、適正かつ迅速な事務処理の実践に努めていただきたいと思います。

また、東京、大阪及び福岡の各高裁で平成15年12月に開催された家事実務充実強化についてのブロック協議会においても、成年後見等事件における書記官事務の充実及び書記官と家裁調査官の役割分担の在り方が協議されました。

今後、成年後見事件における書記官事務の在り方については、この「運用」、平成15年4月に三研修所から送付された上記研究会の「研究討議結果」及び上記ブロック協議会の協議などを参考にした各庁における検討及び実践の結果を踏まえて、更に検討を重ねていかなければならないと考えています。

(10) 少年事件の書記官事務の状況について

金澤企画調査部長

少年事件について、改正少年法施行後の運用状況を踏まえて、書記官事務の在り方をお話してください。

林第三課長

最近、少年による重大事件の発生や刑法犯検挙件数の増加を受けて、少年非行に対する社会的な関心が高まっており、著名・重大事件に限らず、少年非行全般について、より適切な対処が求められています。そして、御承知のとおり、少年審判手続は、職権主義的構造をとっており、手続の進行については、家裁の合理的な裁量に委ねられています。この点、当事者主義をとって

る民事、刑事の手続に比べて、家裁の事件処理に対する責任は重いと言えます。

施行から3年余りが経過した改正少年法には、少年事件の処分等の在り方の見直し、事実認定手続の一層の適正化、被害者への配慮の充実の3本の柱が盛り込まれています。そこでは、裁定合議制度や審判への検察官関与、観護措置期間の延長等の手続が新たに導入され、以前に比べて書記官の審理充実事務の重要性も一層高まっていますが、各庁においては適正に事務処理がなされていると認識しているところです。

少年事件の審理充実事務を行う上で留意していただきたいことは、他の事件処理と同様、関係職種間の協働態勢の構築が基盤になるということです。裁判官はもちろんのこと、特に家裁調査官とも緊密な連携を取りながら進行管理を行うことが重要になります。そのための方策としては、個別事件における三者カンファレンスや、裁判官や家裁調査官を含めた部全体のミーティングを行い、日ごろの執務態勢について十分な意思疎通を図り、書記官がその連携の中心的な役割を果たすことが期待されています。

少年事件における日常的な事務としては、法的調査事務と進行管理事務が言われていますが、法的調査事務については、裁判官の審理方針を踏まえ、事件類型や内容に応じた早期の法的調査が必要となってきます。この法的調査は、審判条件等の形式的事項はもちろんのこと、非行事実の認否や非行事実を認定するに足りる証拠書類等がそろっているかなど、実質的事項を含めた調査を行うことが求められます。さらには、事件類型等に応じて調査事項を定型化するなど

の工夫によって効率的な調査を行い、それによって生み出された余力を否認事件をはじめとした複雑な事件の法的調査や進行管理に振り向けていくこともまた期待されるところです。

進行管理事務については、法的調査の結果などを基に審理計画案を立案するなど、個別事件の進行管理が重要であることは他の事件と変わるところはありませんが、少年事件においては、全件送致主義の下、少年の年齢による制限はもちろんのこと、身柄事件における観護措置期間の制限や、在宅事件であっても少年に対する審判の感銘力の点などからも、より迅速な事件処理が求められ、担当事件全体を視野に入れた進行管理事務が非常に重要となってきます。そこでは担当事件全体の進行状況を把握し、年齢切迫事件、長期未済事件、非行日から相当期間経過した事件など、優先的に処理すべき事件を選別し、該当事件の早期処理について、裁判官、家裁調査官と協議していくことが必要であると考えられます。

なお、近年、犯罪被害者等に対する配慮の充実が、大きな社会的要請となっています。書記官は、被害者等からの各種の申出や照会の直接の窓口になるものですから、被害者等の意向に配慮しつつ、裁判官及び家裁調査官と協議するなど、適切な対応を行うことが求められています。

これらは「家裁における書記官事務の指針（少年編）」にも示されているところですが、この指針は、法的調査事務及び進行管理事務を中心に標準的な事務を示したものであり、少年法改正後の手続についても盛り込んでありますので、今後とも、各庁、各部係の実情に応じて、この指針を柔軟に

活用し、更に創意と工夫を重ねていただきたいと思います。

#### (11) 簡裁の事物管轄及び少額訴訟の訴額の拡大の内容等について

金澤企画調査部長

簡裁の事物管轄及び少額訴訟の訴額の拡大の内容、予想される事件増、及びその対応策等についてお聞かせください。

後藤第二課長

御承知のとおり、本年4月から、簡易裁判所の事物管轄が拡大され、訴額の上限が90万円から140万円となりました。また、少額訴訟の上限額も30万円から60万円に同時に引き上げられました。

簡易裁判所の事物管轄拡大によって、従前地方裁判所に提起されていた民事訴訟事件のうちの一部について簡易裁判所が管轄を有することになりましたが、これは、基本的には、地方裁判所からの事件がシフトするものであり、事物管轄拡大によって、裁判所全体の事件数が必ずしも増加するものではないことから、各地方裁判所においては、各庁の事件動向や事件処理状況等を踏まえつつ、必要に応じて、管轄区域内の簡易裁判所との間で、機動的に人員配置を見直すなどして対応しているところです。

また、少額訴訟についても、同制度の対象となる事件が増加することにはなりますが、これによって簡易裁判所全体の事件数が必ずしも増加するものではないことから、全国の簡易裁判所において、事件動向や事件処理状況等を踏まえつつ、必要に応じて、内部的に人員配置を見直すなどして対応しているところです。

なお、簡易裁判所の事物管轄の拡大及び少額訴訟の上限額引上げについては、これ

が国の特  
スを  
され  
易裁  
の事  
れる  
ける  
今後  
見極  
理が  
努め  
(12)

金

たか  
聞か  
わ  
長  
期日  
日ま  
日は  
関  
ら  
民事  
充  
争  
こ  
る  
る  
の  
訟  
改  
え  
記

について  
 公の訴額  
 訴額の拡  
 げその対  
 簡易裁  
 の上限が  
 、また、  
 万々に同  
 て、従前  
 訴訟事件  
 が管轄を  
 は、基本  
 シフトす  
 べて、裁  
 断するもの  
 において  
 状況等を踏  
 越え域内の簡  
 易配置を見  
 られる。司  
 制度の対  
 まなります  
 本的事件数  
 ことから、  
 件動向や事  
 業に依りて、  
 して対応し  
 の拡大及び  
 ては、これ

が国民により身近であるという簡易裁判所  
 の特質を十分に活かし、裁判所へのアクセ  
 スをより一層容易にするとの観点から実施  
 されたことからすれば、これまで以上に簡  
 易裁判所への提訴が促進され、簡易裁判所  
 の事件数が相当程度増加することも考えら  
 れることから、引き続き、簡易裁判所にお  
 ける事件処理の在り方等の検討を行いつつ、  
 今後の事件動向や事件処理状況等を十分に  
 見極めながら、より適正かつ迅速な事件処  
 理が図られるよう必要な人的態勢の整備に  
 努めていきたいと考えています。

(2) 今後の書記官事務及び調書の在り方  
 について

金澤企画調査部長

ア 民事訴訟規則67条が改正されまし  
 たが、調書の記載事項の在り方についてお  
 聞かせください。

林第三課長

民事訴訟規則67条3項は、口頭弁論等の  
 期日の調書に、弁論の要領のほか、次回期  
 日までに当事者が準備すべき課題、次回期  
 日に行う審理の予定等、訴訟手続の進行に  
 関する事項を記載することができる旨を明  
 らかにしたものです。そもそも平成8年の  
 民事訴訟法改正の理念は、争点整理手続の  
 充実とこれを踏まえた集中証拠調べにより、  
 争点志向型の審理を実現することであり、  
 このような運用は全国的に定着してきてい  
 るところです。民事訴訟法がその理念とす  
 る審理を実現するためには、争点整理手続  
 の充実が前提となることであり、民事訴  
 訟規則67条3項は、平成8年の民事訴訟法  
 改正の理念及びその後の運用の定着を踏ま  
 え、充実した争点整理手続の内容を的確に  
 記録化すべきことを明らかにしたものと考

えられます。

これまでは、ややもすると訴状や準備書  
 面等の陳述や純然たる弁論に関する事項の  
 みを調書に記載するという運用が見られま  
 した。しかし、今後は、口頭弁論等の期日  
 において、訴訟手続の進行について協議が  
 行われ、あるいは争点整理がされた場合に  
 は、裁判所と当事者との間で確認された事  
 項を、当該期日の調書に具体的に記載する  
 ことが必要になります。規定上「・・・を  
 記載することができる」となっていますが、  
 この規定は書記官が主体的に記載する権限  
 を明らかにしたものであることに意義があ  
 ることから、書記官としては、必要に応じ  
 て、積極的に記載していくことが必要にな  
 ります。

録音反訳方式が証人等の供述調書の作成  
 にかなりの割合を占めているのが現状であ  
 ること、将来的に音声認識技術の導入も予  
 想されることを考慮すると、民事立会部  
 においては、争点整理手続段階における手続  
 公証の場面で書記官が法律専門職としての  
 能力を発揮していくことになっていくので  
 はないかと考えられます。

つまり、今後は、手続調書作成事務が、  
 民事立会部における書記官事務の中核を占  
 めることになり、それに併せて、手続調書  
 の記載に基づいた準備書面等の督促、点検  
 等といった期日間準備をよりの確に行って、  
 期日の充実につなげることが書記官の重要  
 な役割になると思われます。

なお、実務で既に行われているように、  
 訴訟手続の進行に関する事項等を記載した  
 調書の写しを当事者等に送付することは、  
 当事者が当該期日の内容や期日に約束した  
 事項を確認でき、次回期日に向けた的確な

準備に資するなど、書記官の審理充実事務として極めて有益ですが、この取扱いについては、民事訴訟の閲覧謄写の規定との関係で若干疑義があるという指摘が一部でされてきました。しかし、平成16年3月26日付け総務局長通知「争点整理手続期日調書の写し送付の取扱いについて」でお知らせしたとおり、この取扱いは同規定との関係でも問題はありません。

金澤企画調査部長

イ 音声認識技術の実用化に向けて、現状の技術内容及び裁判事務への活用可能性についてお聞かせください。

林第三課長

音声認識技術については、これまでも職員へ説明をしていますが、本格的な調査・研究に向け、現在、東京地裁において音声データ及び調書データの収集等を実験的に行っているところです。この後、こうした実験的なデータ収集の結果を踏まえ、必要なデータ収集を行いモデルの構築作業、アプリケーションの開発、実験という形で進めていくこととなります。

なお、音声認識技術の技術開発については、研究の進捗状況を見ながら実用化に向けてシステムの構築をしていくこととなりますが、裁判員制度の施行に合わせて音声認識技術の実用化を図りたいと考えているところです。

次に、裁判事務への活用可能性についてお話しします。まず、裁判記録との関係ですが、パソコンに取り込まれた音声データは、デジタルデータであり、時間情報、発話者情報、文章データとリンクして保存することが可能であるため、各種の検索が容易であり、データの加工、修工、再利用と

いった点で種々の利用が考えられるところです。今後は、こうした音声認識技術のメリット、特性を活用した利用の在り方及び調書の在り方について検討していくこととなります。

裁判員制度が導入されると記録の在り方についても根本的な見直しが必要となります。連日の開廷が行われ、証人尋問等が実施された場合でも、直接主義、口頭主義が徹底されれば、次回期日である翌日に前日取り調べた証人尋問調書等が必要とされることはほとんどなくなるものと考えられます。裁判員制度下における記録化については、このような審理の在り方、諸外国における記録の在り方等も参考にしながら、音声認識技術の活用方法も含め、具体的に検討していくことになると思います。

また、民事立会部を含む他の書記官の業務との関係については、前にもお話ししたとおり争点整理期日における手続の的確な記録化を図るなど、審理充実事務と結び付けた公証事務を行うことが重要な役割になるということを踏まえて検討をしていく必要があります。いずれにしても、記録の在り方や書記官事務の在り方については、音声認識技術の裁判事務への活用についての調査研究結果及びこれからの裁判の在り方の動向等も考慮して、検討していくこととなります。

(13) 書記官の着実な職務執行について

金澤企画調査部長

新たな法制度が設けられたり、法改正が頻繁に行われていますが、このような状況の中で、書記官として時代の要請に即応していくために留意すべき点についてお話しください。

後藤第  
主要な  
時報に法  
では回覧  
な法改正  
の担当し  
がないか  
くことが  
法改正が  
わけです  
も押さえ  
すること  
それに対し  
して応え  
るはずで  
人で考える  
の機会を利  
と話し合う  
を共有して  
思います。  
他方で、  
る時期には  
事務を行い  
必要である  
は、調書作  
手出状、判  
事務、そし  
基本的な書  
とで当事者  
しかし、最  
処理を堅  
ののではない  
で、現在、  
に対する期待  
書記官事務の  
と思ってい

## 後藤第二課長

主要な立法や法改正については、裁判所時報に法律案の段階で掲載され、施行段階では回覧等で周知されています。このような法改正等に対して、書記官としては自分の担当している職務に関連した法律に変更がないかどうか、常にアンテナを張っておくことが重要であり、また、新たな立法や法改正がなされるからにはその理由もあるわけですから、新たな立法や法改正の趣旨も押さえていただきたいと思います。そうすることで、時代が何を要求しているのか、それに対して我々裁判所職員はどのようにして応えなければならないのかが見えてくるはずです。こうしたことは、個々人が一人で考えるよりも、部のミーティングなどの機会を利用して、裁判官や他の書記官等と話し合うことで知識の理解を深め、情報を共有していくことが効果的ではないかと思えます。

他方で、このように制度が激しく変動する時期には、基本を踏まえた堅実な書記官事務を行い、足下をしっかりと固めることが必要であると思えます。これまで、書記官は、調書作成を始めとした公証事務、期日手出状、判決正本、調停調書正本等の送達事務、そして訴訟記録の保管事務のような基本的な書記官事務を的確に着実に行うことで当事者等から高い信頼を得てきました。しかし、最近の状況を見ると、基本的な事務処理を堅実に行うことが軽んじられているのではないかと懸念される面もありますので、現在、これまでにならぬほど、書記官に対する期待が高まっていることを自覚し、書記官事務の原点に立ち戻っていただきたいと思います。また、社会状況の変化

により、当事者を始めとする国民の裁判所及び裁判所職員を見る目が厳しいものとなってきていることを十分意識し、裁判所の職員として当事者のニーズを常に把握するように努め、分かりやすく的確な説明を行うように努めていただきたいと思います。

なお、書記官制度が発足してから、数度の制度改正や運用改善が行われてきた中で、書記官の職務権限、職務内容は、複雑で多様なものになってきており、法律、規則、通達を見ただけでは書記官に期待されている役割や行動が明らかになりません。指針(モデル部の総括を含む。)は、分野ごとに職務内容に即して書記官が実践しなければならない書記官の具体的な役割を示し、解説していますので、六法全書と同じように座右に置いて、常に参照していただきたいと思います。

## 3 書記官の給与上の諸問題等について

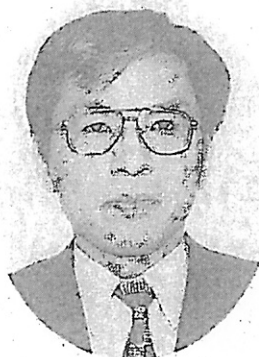
## (1) 平成16年度の級別定数の改定状況について

金澤企画調査部長

平成16年度の級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。

安浪給与課長

平成16年度予算における級別定数の改定要求について、財政当局は、昨年引き続き、月例給引下げ改定という人事院勧告が完全実施されたことを受けて、その分を級別定数改定で補てんするようなことになっては国民の理解が得られないとして、また、深刻な財政事情と総人件費抑制の立場から、級別定数改定もゼロ査定を基本に必要最小限の改定に止めると、これまでになく強い



安浪給与課長

経緯から、行政府省並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると強い調子で迫られたところでは、

このような厳しい情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張するとともに、重点を絞って折衝に当たるなどの努力をした結果、一定程度成果を上げることができたと考えています。特に、11年連続での主任書記官の増設や、平成10年度に実現して以来、地裁総括主任書記官の9級切り上げが7年続けて認められたことは意義のあることと考えています。

#### ア 11級関係

平成16年度は、前年度に引き続き、地裁首席書記官1（前年度1）及び家裁首席書記官1（前年度1）の各11級切上げが認められました（11級首席書記官：下級裁179ポスト中50）。

#### イ 10級関係

地裁次席書記官について2の切上げ（前年度0）が認められました。行政府省において、10級は、地裁に相当する府県単位機関では「特に困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてのみ認められる高い

姿勢で主張し、加えて、行政府省の級別定数の切上げを厳しく抑制した平成15年度予算においても、裁判所については、異例とも言える定数切

上げを認めてきた

格付けですから、裁判部門のナンバー2のポストである地裁次席書記官について10級の切上げが認められたということは、書記官の職務が高く評価された結果であり、大きな成果であると考えています。これで10級の下級裁次席書記官は合計24となりました。

#### ウ 9級関係

地裁次席書記官6（前年度0）、地裁総括主任書記官1（前年度7）の切上げを実現することができました。

両官職とも、厳しい折衝の結果、前年度には及ばないながらも一定数の切上げを実現することができ、書記職全体の官職評価の引上げという面からも一定程度の成果を上げることができたと考えています。

以上の結果、下級裁次席書記官については、増設が認められた3ポストを合わせた127ポスト中109ポストが9级以上に格付けられることになりました。

なお、このほかに総括主任家裁調査官についても1の切上げが認められました。

#### エ 8級以下関係

財政当局は、総人件費極力抑制という基本方針に加えて、従前から8級以下の各級についての定数回収に対する姿勢は極めて厳しく、折衝は難航しましたが、司法制度改革実現のための各種改正法等が成立し、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進するためには、裁判所に働く職員の士気を維持し、職務に応じた適正な処遇を行う必要があること等を強く主張した結果、何とか定数回収を回避することができたところでは、

その他の官職・級について言いますと、8級について2（前年度3）、7級につい

バー2の  
いて10級  
は、書記  
あり、大  
これで10  
よりまし

地裁総  
上げを实

前年度  
上り実  
官職評価  
の成果を  
す。

こいては、  
させた127  
格付けら  
調査官に  
した。

という基  
下の各級  
は極めて  
司法制度  
が成立し、  
一連の制  
は、裁判  
職務に応じ  
と等を強  
を回避す

いますと、  
級につい

て26（前年度26）、6級について14（前年  
度19）の切上げを実現しました。

#### オ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制  
という基本方針に抵触するため、その折衝  
は極めて難航しましたが、裁判部門の充実  
強化を前面に押し出して、粘り強く折衝に  
当たった結果、名古屋、福岡及び札幌に地  
裁次席書記官（簡裁首席書記官）各1（い  
ずれも9級格付け）を増設することが認め  
られました。行政府省においては、簡裁に  
相当する地方出先機関では「困難な業務を  
所掌する機関の長」でさえ8級の格付けで  
あることから、9級格付けが認められたこ  
とは、特に、事物管轄の拡大や少額訴訟の  
訴額の上限引き上げなどにより相当に困難  
になってきている簡裁書記官の職務につい  
て高く評価されたものと考えています。

また、主任書記官増設数については、本  
年度は前年度を大きく上回る65という大き  
な成果を上げることができました。

なお、上位官職については、このほかに  
次席家裁調査官についても1の増設が認め  
られました。

#### カ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に伴う級  
のセットについては、前年度と同様、対当  
級での振替が認められました。

#### (2) 司法制度改革と書記官の処遇につ いて

金澤企画調査部長

司法の担い手として書記官に期待される  
役割を踏まえて、書記官全体の処遇につい  
てお聞かせください。

安浪給与課長

書記官の給与上の処遇については、従来

から書記官の法律専門職としての高度の専  
門性、職務の複雑困難性を最大限主張して  
その改善に努めてきたところですが、裁判  
の充実・迅速化の実現に向けて一連の司法  
制度改革が進められている中、その中心的  
な担い手であり、職責が著しく増大してい  
る書記官について、より一層の処遇改善を  
進める必要があると考えています。

#### 4 書記官の任用上の諸問題について

##### (1) 書記官の任用政策について

金澤企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書  
記官等のポストの増設についてお聞かせく  
ださい。

坂井参事官

「書記官の給与上の諸問題について」の  
ところで説明したとおり、主任書記官ポ  
ストの増設についての財政当局との折衝は極  
めて難航しましたが、平成16年度予算では、  
前年度実績を大幅に上回る増設を実現す  
ることができました。



坂井参事官

主任書記官ポ  
ストの増設につ  
いては、適正迅速な裁  
判の実現に向けて、  
裁判部の職員が十  
分に能力を発揮で  
きるような指導監  
督態勢を構築して  
いく必要性がより  
強まっていますので、今後も引き続き増設  
に向けての努力を続けていきたいと考  
えています。

また、大規模地裁の大規模な部において、

多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ねた結果、平成10年度予算で初めて9級切上げが認められ、その後も同様に切上げが認められてきています。この切上げを受けて、これまでに、東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、名古屋地裁、広島地裁、福岡地裁、札幌地裁に総括主任書記官ポストの設置を行ってきましたが、新たに、昨年8月に大阪地裁と京都地裁に、本年4月に京都地裁に、総括主任書記官ポストの設置を行ったところです。

主任書記官9級切上げは、書記官全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力を続けていきたいと考えています。ただ、9級は、行政官庁では「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思えます。

## (2) 再任用の実施状況等について

金澤企画調査部長

再任用の実施状況についてお話しください。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

坂井参事官

### ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官（有資格者）の再任用者数を見ると、平成15年度末に定年退職した書記

官（有資格者）のうち、本年4月に再任用された者は25人（約29%）であり、昨年度の再任用者数（10人）に比べて増加しています。また、本年度から再任用の任期の更新が可能になり、昨年度に書記官として再任用された者（10人）のうち、7人（70%）の任期が更新されています。

今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには、現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われまので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたくと考えています。

なお、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、再任用や臨時的任用といった裁判所内の再雇用だけでなく、司法協会や公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、以上に述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を生かした裁判所外への再就職あっせんの充実についても、引き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

### イ 他官庁への出向状況等について

他省庁への出向は、平成16年4月1日現在、12か所25人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

出

通

常

他

を

経

が

高

門

性

ひ

い

り、

ト

が

に

必

ず

今

後

も

な

ら

な

ら

な

ら

再任用  
昨年度  
してい  
期の更  
して再  
7人

- ① 衆議院（法務調査室） 1
- ② 参議院（法務調査室） 1
- ③ 裁判官訴追委員会 1
- ④ 弾劾裁判所 2
- ⑤ 公害等調整委員会 1
- ⑥ 公正取引委員会 2
- ⑦ 国税不服審判所（東京，関東信越，  
大阪，名古屋，広島） 6

引上げ  
希望者  
し，そ  
での再  
とが予  
任

- ⑧ 人事院 1
- ⑨ 金融庁 2
- ⑩ 預金保険機構 2
- ⑪ 司法制度改革推進本部事務局 4
- ⑫ 法務省 2

は他の  
勤務地  
集中し  
現役職  
種々  
しますの  
連携を  
たいと

出向期間は出向先によって異なりますが、  
通常は2年ないし3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織  
を経験することによって視野が拡大し識見  
が高まるため、出向者自身の能力向上や専  
門性を深めることに資するところが大きく、  
ひいては、それを組織に還元することによ  
り、組織にとっても有用性が高い等のメリッ  
トがあることを考慮に入れつつ、事件処理  
に必要な書記官を確保することを前提に、  
今後も出向先及び人数について検討してい  
きたいと考えています。

### (3) 産前、産後、育児休業制度における

#### 代替要員の確保について

金澤企画調査部長

産前・産後休暇、育児休暇制度における  
代替要員の確保についてお聞かせください。

坂井参事官

平成14年4月1日から、育児休業の対象  
となる子の年齢が3歳未満に引き上げられ  
るとともに、育児休業職員の業務を処理す  
るため、育児休業期間を任用の限度とした  
任期付採用制度が導入されました。この改

正は、男女共同参画社会の実現に向けて、  
男女が共に家庭責任を担いつつ、公務と育  
児が一層容易に両立できるようにするとの  
趣旨に基づくものです。

また、平成14年8月1日から、産前・産  
後の特別休暇を取得している職員の所属庁  
に休職者や年度途中の退職者があり、しか  
も特別休暇中に復職や後補充が見込まれな  
い場合に限ってのことではありますけれど  
も、産前・産後の特別休暇中の臨時的任用  
を行えることとしました。書記官の育休代  
替要員を確保しようとする場合、これまで  
は産前・産後の期間中の人的手当が全くで  
きないため、その期間は現場のやりくりで  
しのいでいただく以外方法はありませんで  
したので、このように極めて限定された形  
ではありますが、今回の運用により現場の  
事務分担は多少なりとも改善されたのでは  
ないかと思っております。

なお、書記官の育児休業に伴い、書記官  
任命資格を有する任期付採用等候補者の確  
保ができない場合には、事務官を代替要員  
として任期付採用等を行うことが多いかと思  
われますが、その場合に、任期付採用等  
の候補者を産前・産後休暇の期間中に事務  
補助要員として賃金雇人の形で雇い入れる  
ことについては、上記の臨時的任用の運用  
後も従来どおり認められております。

育児休業を取得した書記官は、最近数年  
間では、平成12年度が81人（うち男性職員  
1人、以下（ ）内は男性職員数で内数）、  
平成13年度が91人（5人）、平成14年度が  
114人（7人）、昨年度が99人（5人）とな  
っており、そのうち臨時的任用又は任期付採  
用を行ったものは、平成12年度が78人  
（96.3%）、平成13年度が85人（93.4%）、平

産後の雇  
用といっ  
司法協会  
日体の相  
する場合  
こ、この  
経験を生  
もの充実  
をしてい  
ついて  
月1日現  
具体的な

成14年度が98人(86.0%)、昨年度が84人(84.8%)となっています。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用及び任期付採用は、育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになってはいますが、昨年度の臨時的任用又は任期付採用84人のうち、書記官を任用できたのは19人(22.6%)に止まっています。

そこで、今後もより一層、書記官の産前・産後の特別休暇及び育児休業に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。その方策としては、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている書記官任命資格を有する者に対し、退職者カードや再任用の意向確認手続等の機会を利用して、任期付採用等の希望の有無についてきめ細かな情報収集を行うなどして、代替要員の確保に役立ててもらっています。

また、産前・産後の特別休暇中の臨時的任用者や任期付採用者の給与格付けについても、育児休業に伴う臨時的任用と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を採ることとし、任地面等で折り合えば、再任用希望者に産前・産後休暇及び育休の代替要員として活躍してもらえる環境作りも行ってきました。

しかしながら、少量退職期で任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、女性書記官数の増加等により育児休業取得者が今後も増加することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、昨年度と同様、平成16年度においても、書記官に限ってではありますが、各高裁管内における育

児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしました。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行ったものです。

### 5 書記官の研修等に関する諸問題について

(1) 裁判所職員総合研修所における平成16年度の書記官研修について

金澤企画調査部長

発足した裁判所職員総合研修所における平成16年度の書記官研修の予定とその内容についてお聞かせください。

五十嵐能率課長

ア 書記官基礎研修(基礎研)

平成16年度の基礎研は、書記官任用試験(CP-56)合格者を対象として2回に分けて実施します(第1回は4月8日～5月28日、第2回は6月1日～7月15日)。



五十嵐能率課長

基礎研は、1か月半程度の短い研修期間で、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象として実施していますが、研修員が現実に担当する分野について、より深い実務知識及び技能を習得する必要性もあります。そこで、従来からその要請に沿うように選択コース制の採用、5時限

授業  
二模  
慮を  
平  
新た  
リキ  
る書  
授業  
いて  
いて  
備書  
決書  
させ  
官書  
事務  
した  
平  
施し

新  
んま  
に  
を  
こ  
と  
ジ  
て  
み  
は  
習  
理  
つ  
き  
で

号

につ  
る扱  
常時  
しか  
ある  
者が  
に生  
困難

に

平

ける  
内容目試験  
に分け  
5月28や  
短い研  
民事、  
及び少  
の科目  
で実施  
が、研  
に担当  
について、  
る必要  
の要請  
5時限

授業の実施、3月の裁判事務修習実施、ミニ模擬や模擬弁論・模擬公判の実施等の配慮をしてきました。

平成15年度からは、民事科目について、新たに「登記の見方」、「戸籍の見方」のカリキュラムを導入したほか、「簡裁における書記官事務の指針」の内容を盛り込んだ授業を行っているとともに、刑事科目については、公判準備、略式手続等の科目において、裁判官との協働態勢の構築、事前準備事務・期日間準備事務、令状の点検、判決書の点検等の事務についての指導を充実させ、その際、「刑事公判部における書記官事務の指針」及び「簡裁における書記官事務の指針」の内容を盛り込むことにしました。

平成16年度においても、同様の方針で実施しているところです。

#### イ 書記官総合研修（総研）

総研については、応用力や問題意識をかん養し、中堅書記官として期待される役割について自覚を促すという職務意識の向上を目指すという基本方針を踏まえ、また、これからの書記官には、公証事務の担い手としての役割を基本としつつ、コートマネジャーとして審理の過程に積極的に関与していくことが要請されていることにかんがみ、実施内容の見直しを行ってきました。

そのような観点から、実務科目においては、実際の事件記録等を基に作成された演習記録や事例問題を素材として、事件の受理から終局までの手続的な流れを意識しつつ、審理段階に応じた実務上の問題点につき多角的に検討を行う内容としています。

平成16年度の総研についても同様の内容で実施する予定です。

#### ウ 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を、中央研修において中間管理者（裁判部）研修を実施しています。

中間管理者（裁判部）研修は、中間管理者として一定の経験を積んだ研修員に、より高度のマネジメント能力を付与し、また、管理職員としての視野を広げるという目的から実施してきたものですが、平成16年度も同様の目的で実施したいと考えています。

なお、今年度から、この研修は、主任家庭裁判所調査官も対象者に加えて実施する予定です。日程は、11月8日～12日、11月29日～12月3日、平成17年1月24日～28日の3回を予定しています。

#### エ 書記官実務研究会

平成16年度に実施を予定している研究会は、「民事実務研究会」（2回）、「刑事実務研究会」及び「家事実務研究会」の4本です。

##### (ア) 民事実務研究会

日程は、民事実務研究会（訴訟）につき11月16日～19日を、民事実務研究会（執行）につき平成17年1月18日～21日を予定しており、執行については司法研修所との一部合同実施を予定しています。

テーマについては現在検討中ですが、いずれも民事関係法規の改正を取り込んだ実務上の問題を採り上げる予定です。

##### (イ) 刑事実務研究会

9月14日～16日の日程で46人の参加を予定しています。

「事前準備手続を中心とする裁判官と書記官との連携・協働について」をテーマに、刑事訴訟法の改正を視野に入れた裁判官と

書記官の連携・協働の在り方について、司法研修所と一部合同実施する予定です。

#### (ウ) 家事实務研究会

平成17年2月15日～17日の日程を予定しています。

テーマについては、家裁に移管された人事訴訟事件の運用における実務上の問題を含め検討中ですが、司法研修所と一部合同実施する予定です。

#### オ 書記官実務研究

「配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の研究」をテーマに研究が開始される予定です。保護命令申立事件の事務処理の適正かつ円滑な運用を目指して、汎用性のある事務処理モデル例を提示できるよう研究員を指導していきたいと考えています。

#### (2) 今後の書記官の研修計画について

##### 金澤企画調査部長

司法制度改革の推進により今後期待される書記官像、及びその期待に応えられるためにどのような研修計画を構想しておられるのか、お聞かせください。

##### 五十嵐能率課長

今回の司法制度改革は、「迅速化」、「専門化」、「利用しやすさ」、「国民の司法参加」という四つの視点で括ることができ、そして、今通常国会で成立した関連法には、新たな制度下において今後書記官に期待される役割、書記官の在り方が数多く盛り込まれているという説明が総務局からありました。

繰り返しになりますが、執行事件及び破産事件における書記官の処分によることとされた手続、民事訴訟の争点整理手続や刑事訴訟の公判前整理手続の記録化、さらに、

行政、労働、知的財産関係事件において求められる専門化などがその具体的なものと言え、そのような規定の創設には、これまでの書記官の実績と今後の書記官への期待が込められていると思います。

本年4月1日から発足した裁判所職員総合研修所は、書記官、家裁調査官を始めとする各職種の養成、研修を行うための基本的な体系を維持しつつ、各職種の専門性をこれまで以上に高めることはもちろんのこと、さらに、相互理解を一層深め、職務遂行に当たっての連携と協働を円滑に行い得る基盤の形成に資することを基本姿勢としています。この基本姿勢に沿い、また、新たな制度下において書記官に期待される役割と能力を十二分に発揮できるようにするため、時宜に合った書記官の研修計画を考えていかなければならないと考えています。

## 6 裁判所の情報化について

### (1) 裁判事務処理システム等の導入状況及び今後の予定について

#### 金澤企画調査部長

裁判事務処理システム等の導入状況及び今後の予定についてお聞かせください。

#### 絹川制度調査室長

##### ア 裁判事務処理システムについて

民事裁判事務処理システムは、民事訴訟事件の事務処理を受付から終局、記録の保存廃棄に至るまでトータルに管理し、民事裁判事務処理全体を効率化、省力化、高度化しようとするものであり、裁判所における基幹システムとして、平成12年9月から宇都宮地裁において本格稼働し、平成13年度に大津地裁ほか7庁、平成14年度に横浜

も  
今  
午  
午  
開  
通  
り  
オ  
11  
合  
て  
庁  
備  
判  
い  
裁  
平  
ホ  
判  
テ  
給  
の  
裁  
負  
ま  
裁

いて求  
ものと  
これま  
の期待

職員総  
始めと  
の基本  
門性を  
んのこ  
職務遂  
行い得  
勢  
た、新  
れる役  
にする  
画を考  
えます。

入状況

況及び  
い。

いて  
民事訴訟  
記録の保  
護、民事  
訴訟、高  
度  
庁におけ  
る月から  
平成13年  
までに横



絹川制度調査室長

地裁ほか9庁において稼働を開始し、同年度までに、合わせて19庁の地裁本庁において運用されています。

他方、刑事裁判事務処理システムは、公判請求事件を始めとする刑事事件全般（いわゆる一般令状請求事件を除く。）の事務処理を、受付から終局に至るまでトータルに管理し、刑事裁判事務処理全体を効率化、省力化し、適正性の維持を確保しようとするものであり、平成13年10月から名古屋地裁において本格稼働し、平成14年度に宇都宮地裁ほか10庁において稼働を開始し、同年度までに、合わせて12庁の地裁本庁において運用されています。

平成15年度についても、千葉地裁ほか7庁において民事裁判事務処理システムの稼働開始、神戸地裁ほか8庁において刑事裁判事務処理システムの稼働開始を予定していました。

しかしながら、横浜地裁及びさいたま地裁の民事裁判事務処理システムにおいて、平成16年1月初旬ころから、一時的にレスポンスが低下する現象が生じていることが判明し、総務局制度調査室において、システムの開発業者及びロータス・ノートスの供給元業者と連携を図りながら調査したものの、その原因が判明しないことから、同地裁のレスポンス改善策として、応急的に、負荷を低減するための措置に着手しました。また、このような状況下で横浜地裁の民事裁判事務処理システムと同一のサーバ上で

稼働することが予定されている横浜地裁及びさいたま地裁の刑事裁判事務処理システムの本格稼働を予定どおりに平成15年度に開始することは問題があると考えたことから、これを見合わせることにしましたが、レスポンス低下の原因が判明するまでに、なお少なからぬ期間を要するものと想定され、円滑にシステムの導入を進めるためには、システム導入時期が異動期前後になることを避けることが相当と考えたことから、横浜地裁及びさいたま地裁の刑事裁判事務処理システムについては、システム運用テスト及び操作研修を中断する事とし、安定した稼働を確保できるめどが立った時点で、再度、運用テスト等を再開することとしました。

ところで、裁判事務処理システムについては、平成14年秋ころから急激にレスポンスが低下する障害が発生し、平成15年夏ころには、ノーツのバージョンアップに伴い、突然、登録できなくなる障害が発生するなどしていたことから、これまでの稼働状況等を踏まえて、円滑にシステム導入を進めるという観点から、専門業者によるシステム監査を行わせたところ、同年12月末になって、システムの基盤となっているノーツは、大量かつ複雑なデータ処理が要求される裁判事務処理と適合しない面があり、ユーザ数やデータ量の増加に伴ってレスポンスが更に低下することが予想されるため、現行のシステム基盤を維持したまま、特大規模庁を含む全国展開を進めることは再考すべきであるとの報告書が提出され、4月になって、システム運用業者から、ノーツのバージョンアップを実施したとしても、コストに比較して微少な改善効果しか見込まれな

いことから、対策として推奨しない旨の調査結果の報告を受けました。

以上を踏まえ、最高裁判所としては、4月下旬に至って、ノーツを基盤として開発されている現行システムのまま全国に展開を進めることは中止し、今後、迅速なレスポンスが確保でき、かつ、操作性に優れたシステムとするよう大規模な改修を行うこととしました。この大規模な改修に当たっては、現行システムのデータ移行が可能となることを前提に、既導入庁を中心として職員から意見等を聴きながらどのような仕様とするか検討していくことを考えています。

なお、横浜地裁及びさいたま地裁の刑事裁判事務処理システム以外の平成15年度稼働開始予定の民事及び刑事裁判事務処理システムについては、稼働予定のサーバにおいて、横浜地裁の民事裁判事務処理システムと同様のレスポンス低下の現象は確認されておらず、導入までの過程においても特段の支障が生じていなかったため、本格稼働させることとしました。

既に裁判事務処理システムが導入された庁の職員においては、今後の運用に支障が生じるのではないかとの懸念があるものと思いますが、現在までに導入されている庁の範囲内では、運用自体を中止するまでの必要性はないものと考えているところであり、単位データベース当たりのデータ量が最も多いために、レスポンスの低下等の問題が大きい横浜地裁の民事裁判事務処理システムについては、本年秋までに、データベースを担当部ごとに分割するための改修を行い、レスポンス低下を防止する措置を講じることとしています。そして、その他

の庁においても、各庁におけるレスポンス等の状況やデータ量の状況及び横浜地裁での改修後のシステムの運用状況を見て、データベース分割実施の適否を検討していくこととなります。また、今後の運用に支障が生じないように配慮していきたいと考えておりますし、ユーザである職員の負担を軽減する方策についても検討したいと考えております。

イ 期日進行管理プログラムについて  
地方裁判所以外の部門における裁判事務処理のためのプログラムの開発について、簡裁民事事件用の期日進行管理プログラムを開発し、平成16年5月から新潟簡裁、岐阜簡裁及び福島簡裁において、試験運用を実施しています。同プログラムは、簡裁における民事訴訟事件及び民事調停事件の進行管理や情報共有等を図り、急増傾向が著しいこれらの事件に関する事務処理を効率化しようとするものです。3庁における試験運用の状況を踏まえながら、今後、全国の簡易裁判所に導入展開していきたいと考えています。

また、家庭裁判所の家事事件の進行管理を目的とした家事事件用進行管理プログラムについて、長野家裁における試験運用の結果等を踏まえて改修を施したプログラムを平成16年5月に宇都宮家裁ほか13庁（長野家裁を含む。）に導入したところです。今後、これらの庁における運用状況等を見て、全国の家庭裁判所に導入展開していきたいと考えています。

(2) インターネットを利用した裁判所の各種手続のオンライン化の検討状況について

金澤企画調査部長

イン  
手続の  
聞かせ  
絹川  
裁判  
ついて  
おいて  
類の提  
である  
けて、  
表した  
も、「表  
提供な  
の積極  
するた  
ていま  
るe-Jap  
ン申請  
手続の  
ら、こ  
年度以  
際を利  
用し  
準備を  
開所  
オンラ  
了した  
と  
また、

ミンス  
 裁で  
 テー  
 くこ  
 え障が  
 してお  
 と軽減  
 えてお  
 ついて  
 判事務  
 いて、  
 裁、岐  
 運用を  
 簡裁に  
 件の進  
 向が著  
 を効率  
 ける試  
 ，全国  
 いと考  
 行管理  
 ログラ  
 運用の  
 グラム  
 3庁（長  
 です。  
 ！等を見  
 いていき  
 裁判所の  
 寸状況に

インターネットを利用した裁判所の各種  
 手続のオンライン化の検討状況についてお  
 聞かせください。

絹川制度調査室長

裁判所の各種裁判手続のオンライン化に  
 ついては、司法制度改革審議会の意見書に  
 において、「インターネットによる訴訟関係書  
 類の提出・交換などについても検討すべき  
 である。」とされているところ、それを受  
 けて、平成14年3月20日に最高裁判所が公  
 表した司法制度改革推進計画要綱におい  
 ても、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報  
 提供などの各側面での情報通信技術（IT）  
 の積極的導入を推進する計画を策定・公表  
 するための所要の措置とを講ずる。」とし  
 ています。一方で、政府が計画を進めてい  
 るe-Japan重点計画においても、オンライ  
 ン申請が可能な府省の拡大、また、可能な  
 手続数の増大が着実に進展していることか  
 ら、これらの動向も踏まえながら、平成14  
 年度以降、裁判所におけるインターネット  
 を利用した各種裁判手続のオンライン化の  
 準備を開始し、今般、その基幹となる裁判  
 所オンライン申立てシステム等の開発を終  
 了したところです。

また、「電子情報処理組織を用いて取り

扱う民事訴訟手続における申立て等の方式  
 等に関する規則」が平成16年1月1日に施  
 行され、同規則1条において、申立て等の  
 うち、民事訴訟規則の規定により書面等  
 によりすることとしているものであって、同  
 規則3条1項の規定により当該書面等をファ  
 クシミリを利用して送信することにより裁  
 判所に提出することができるものについ  
 ては、同規則の規定にかかわらず、オンライ  
 ンの方法を用いてすることができるとの法  
 令上の手当がなされています。

裁判所オンライン申立てシステムについ  
 ては、平成16年7月1日から札幌地方裁判  
 所本庁において運用が開始されることにな  
 りましたが、利用できる手続については、  
 当面、民事第一審通常訴訟手続のうち、期  
 日指定の申立て及び期日変更の申立ての二  
 つの手続とされています。

現在、申立て等のうち、民事訴訟法その  
 他の法令の規定により書面等をもってす  
 るものとされているものについて、当該法令  
 の規定にかかわらず、オンラインの方法を  
 用いてすることができるものとする「民事  
 関係手続の改善のための民事訴訟法等の一  
 部を改正する法律案」が国会で審議されて  
 いますが、今後は、札幌地裁での利用状況



座談会風景（最高裁判所側）

を踏まえつつ、オンライン化の範囲を拡張していくことについて検討する予定です。

なお、支払督促手続については、書面のみで審理する手続であり、手続全体がオンライン化になじむ手続であることから、オンライン化に向けて平成14年度に業務分析を行い、平成15年度から督促手続オンライン処理システムの開発に入っています。同システムは、インターネットを利用した申立ての受付から審査、発付、照会までを含む手続全体をオンライン化するシステムであり、平成16年度中に総合試験までの開発作業を終え、平成17年11月ころ東京簡裁において、東京高裁管内の事件について、運用を開始したいと考えています。

また、保管金事務についても、現在開発中の保管金事務処理システムが導入されることにより、インターネットバンキング等による保管金の電子納付が可能となり、また、事件部と会計（出納課）が共通のシステムを利用することにより保管票の廃止等、保管金事務の効率化を図ることが可能となります。保管金事務処理システムは、平成17年度から順次全国の裁判所へ導入していく予定です。

### (3) 情報化事務担当者の態勢の充実につ

いて

金澤企画調査部長

情報化事務担当者の態勢の充実についてお聞かせください。

絹川制度調査室長

ア 情報化事務担当者の態勢の現状について

パソコンの配布台数が増大し、パソコンの利用を前提とするシステムの開発・導入が進展したために、各庁における研修の必要性が増大するようになり、また、トラブル対応の必要性も増加するようになったことから、平成12年4月、高地裁を中心として、各庁における情報化事務を職務とする職員として、OAサポート事務担当者を配置することとしました。なお、OAサポート事務担当者については、平成15年3月、情報化事務担当者に名称を変更しました。

情報化事務担当者が担当する事務についてですが、まず、業務の対象は、第1に、期日進行管理プログラム及び裁判事務処理システム、第2に、部内LAN（LANを構成するパソコン等の機器を含む。）。第3に、訟廷事務室に導入されたJ・NET端末等となっています。次に、業務の内容は、第1に、技術的な情報伝達の窓口として、制



座談会風景（書記官協議会側）

度調査室への伝達日進行管望等の伝期日進行一次的な報化に關

なお、が開発しては、そ形を取っ当者の職なシステ直接当該ら適宜担だいてお

イ 情報化務を処理得しても所においてもらう

平成15. けて実施編、第2 実施しま

また、も図って家庭裁判とした研

ウ 今

情報化 についてはは確実に裁判事務

ついて

現状に

ソコン  
・導入  
修の必  
トラフ  
ったこ  
心  
とする  
者を配  
サポー3月、  
ました。  
きについ  
第1に、  
事務処理  
ANを構  
第3に、  
端末等  
容は第  
して、制

度調査室から提供された情報の書記官室等への伝達及び各書記官室等から出された期日進行管理プログラム等に関する意見、要望等の伝達、第2に、機器、ネットワーク、期日進行管理プログラム等のトラブルの第一次的な仕分け、第3に、自庁における情報化に関する研修への協力となります。

なお、総務局（制度調査室）以外の局課が開発し、展開しているシステム等については、それぞれの局課が直接サポートする形を取っているため、今述べた情報事務担当者の職務の中には入りません。このようなシステム等については、各庁において、直接当該システム等を利用している部署から適宜担当局課との連絡調整を図っていただいております。

#### イ 研修の実施

情報化事務担当者に対しては、前述の事務を処理するために必要な知識・技能を修得してもらうために、裁判所職員総合研修所において実施する情報処理研修に参加してもらうこととしています。

平成15年度も前年度と同様に、3回に分けて実施しました。第1回については基礎編、第2回については応用編と位置付けて実施しました。

また、家庭裁判所における情報化の推進も図っていくために、第3回については、家庭裁判所所属の情報化事務担当者を中心とした研修としました。

#### ウ 情報化事務担当者の態勢の評価と今後の課題

情報化事務担当者が配置されている庁については、情報化についてのサポート態勢は確実に機能しているところであり、特に、裁判事務処理システム導入庁においては、

情報化事務担当者が中心となって活躍し、本格稼働前の習熟訓練、本格稼働後のシステム運用、障害等についての制度調査室への連絡等が円滑に実践されるなど、所期の成果が上がっています。

裁判事務処理システムの非導入庁についても、情報化事務担当者の知識や技能が情報処理研修等を通じて向上したことにより、制度調査室と情報化事務担当者配置庁との間における技術的な情報についてのやり取りがスムーズに行われ、また、迅速なトラブル対応により、機器の復旧等が速やかに行われるようになり、それに対応して制度調査室によるサポートも容易に行われ、かつ、短時間で終了するようになってきています。

今後は、これまで配置してきた情報化事務担当者のすそ野を広げていくことが重要な課題であるとともに、異動期においても円滑に引継ぎができるような態勢の整備が必要です。この点、情報処理研修については、今年度は2回実施する予定ですが、基礎編及び応用編と区別することはせず、いずれも同じ内容のカリキュラムで実施することを考えています。

#### (4) 今後の情報化の在り方

金澤企画調査部長

今後の情報化の在り方についてお聞かせください。

絹川制度調査室長

今後の裁判所の情報化の在り方については、専門家の視点から提案、助言してもらうため、各行政府省の取組を参考に、CIO（Chief Information Officer、情報化統括責任者＝総務局長）補佐官等外部の専門家の知見を活用する方策がないかを検討すると

ともに、中長期的なIT戦略に基づく有効なシステム開発・運用が可能となるように最高裁の検討態勢についても考えてみたいと思っています。

金澤企画調査部長

ありがとうございました。質問事項についてすべてお答えいただきましたので、進行役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

鳥路総務部長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、志村会長からごあいさつを申し上げます。

志村会長

本日は、盛り沢山のテーマについて、長時間にわたり大変有意義なお話を伺わせていただきまして、誠にありがとうございました。

この内容につきましては、早速会報を通じて広く会員に伝えることにいたしますとともに、私どもの組織の運営に当たっても、これらを念頭に置きながら方針等を策定し、会の活動が活性化できるように努めてまいりたいと考えております。

なお、全国書協は、富士見同窓会と来る7月24日（土）に開催される設立総会において、長年の懸案でありました両組織の統合を図ることを予定しております。司法制度改革の実現を目指すこの時期に、裁判所の基幹職種である裁判所書記官の新しい組織として再出発をして、所期の目的を達成すべく努力を傾けてまいる所存であります。どうぞ、当局におかれましては、これまでと同様に親しく御指導、御鞭撻をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

